

調査報告書

令和8年3月30日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を
受けた事案に関する第三者委員会
令和5年大市教委第2412号に関する部会

目次

第1章	当部会について.....	1
第1	事案の発生と第2412号部会設置までの経過.....	1
第2	部会の構成.....	2
第3	部会会議の開催状況.....	2
第4	部会による調査の実施.....	3
1	資料検討.....	3
2	聴き取り調査（関係児童・保護者）.....	3
3	聴き取り調査（当該児童・保護者）.....	3
4	聴き取り調査（教職員他関係者）.....	3
第2章	事実経過（教職員の職名はいずれも当時のものである。）.....	4
第1	入学時（令和4年4月）から2学期（同年10月6日）まで.....	4
1	入学時.....	4
2	1学期.....	4
3	2学期.....	7
第2	1年次2学期の事実経過.....	10
1	1年次2学期 10月26日～11月1日 ポチ袋①について.....	10
2	11月8日 当該児童が関係児童Aに宿題をさせられたとの訴えについて.....	12
3	11月8日 関係児童Aから「じゅく、じゅく、じゅく」等としつこく言われたとの訴えについて.....	13
4	11月11日サッカーボールがお腹に当たった等との訴えについて.....	13
5	11月下旬以降.....	14
6	12月6日の診断書について.....	15
7	3学期の始業式からポチ袋②の発覚前まで.....	16
8	ポチ袋②と3学期いじめアンケート.....	18
第3	いじめと認められる事実.....	21
1	1学期.....	21
2	1学期から令和4年9月15日まで.....	21
3	9月20日.....	21
4	11月8日.....	21
5	11月11日.....	21
6	令和5年1月26日.....	21

第3章	いじめによるストレスと心因性視力障害及び身体表現性障害との因果関係について.....	21
第1	概略.....	21
第2	1学期におけるいじめと心因性視力障害発症との因果関係について.....	22
1	1学期いじめアンケートにあるいじめ.....	22
第3	1学期のいじめ以外のストレス.....	23
1	プリント類の紛失や提出遅れ.....	23
2	いきいきでのカード忘れ.....	23
3	塾や習い事に1人でいくこと.....	23
4	いきいきの指導員の言葉遣いや雰囲気.....	23
第4	1学期における友だちづくりの試みとその結果及び影響などの考察.....	24
1	小さなおもちゃを渡したこと.....	24
2	お金の入った封筒を渡したこと.....	24
3	物やお金のやり取りに関する考察.....	24
4	入学から2学期開始前までのまとめ.....	25
第5	2学期のストレスの高まりと症状の広がり、いじめとの関係.....	26
1	2学期開始当初8月末～9月.....	26
2	9月21日.....	26
3	10月27日～10月30日.....	28
4	10月31日～11月25日.....	28
第6	因果関係のまとめ.....	29
第4章	当該校の対応について.....	30
第1	本事案における当該校の対応.....	30
1	1年生1学期.....	30
2	1年生2学期.....	31
3	1年生3学期.....	34
第2	当該校の対応の課題について.....	35
1	初期段階の対応が不十分であったこと.....	35
2	金銭授受発覚時の対応が不十分であったこと.....	36
3	当該児童、当該児童保護者への対応.....	37
4	関係児童への対応.....	39
5	組織的対応、多職種との協働体制.....	39
第5章	当該校についての提言.....	40
第1	初期段階の対応について.....	40

第2	金銭授受発覚時の対応	41
第3	当該児童・保護者への対応.....	43
第4	関係児童への対応.....	43
第5	組織対応と多職種と協働体制	44

第1章 当部会について

第1 事案の発生と第2412号部会設置までの経過

令和5年3月17日、大阪市立小学校（以下「当該校」という。）1年生の児童（以下「当該児童」という。）の保護者から、令和4年8月以降、当該児童が児童いきいき放課後事業での活動中に関係児童らから嫌がらせをされたり、教室で金銭を要求されたために心因性視力障害などを発症しているなどといった事案が発生（以下「本事案」という。）しており、「重大事態」としての調査を求める旨の申し出が教育委員会事務局指導部（以下「指導部」という。）にあった。

この申し出を受け、当該校において確認した本事案に関する事実経過を踏まえ、重大事態に該当するものとして、同年5月11日、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）による初動調査が開始された。

同年11月11日、当該児童の保護者が第三者委員会による詳細調査の実施を希望され、同年12月19日、教育委員会（以下「市教委」という。）から第三者委員会に対し本事案に関する調査審議について諮問があり、第三者委員会に「令和5年大市教委第2412号に関する部会」（以下「当部会」という。）が設置された。

諮問事項は以下のとおりである。

- 1 本事案に係る事実関係の調査
- 2 本事案に係る当該校及び市教委の対応の検証及び分析
- 3 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

本事案発生から当部会設置までの経過の概要は次のとおりである。

- ・令和5年3月17日 指導部に当該児童の保護者から重大事態の申し出
- ・令和5年5月11日 第三者委員会による初動調査開始
- ・令和5年6月21日 市教委が本事案を重大事態として市長へ報告
- ・令和5年11月11日 第三者委員会が初動調査報告書を作成

当該児童の保護者が第三者委員会による詳細調査の実施を希望

- ・令和5年12月19日 市教委から、第三者委員会委員長あてに本事案に関する調査審議について諮問

同日、第三者委員会委員長により、当部会を設置並びに、部会委員及び部会長を指名

なお、第三者委員会による調査と報告の目的は、あくまでも諮問事項に答えることにあり、関係児童及びその保護者、当時の当該校在籍教員個人並びに大阪市等の法的責任を判断することではない。

第2 部会の構成

当部会の構成は以下のとおりである。

令和5年大市教委第2412号に関する部会		
部会長	藤木 邦顕	弁護士
部会長代理	澤村 律子	臨床心理士
委員	岸本 由起子	弁護士
委員	西村 淑子	臨床心理士

第3 部会会議の開催状況

当部会は上記令和5年12月19日の設置後、以下の会議を開催した。

- ・第1回会議 令和6年1月24日
- ・第2回会議 令和6年2月21日
- ・第3回会議 令和6年4月10日
- ・第4回会議 令和6年5月24日
- ・第5回会議 令和6年7月5日
- ・第6回会議 令和6年8月2日
- ・第7回会議 令和6年9月2日
- ・第8回会議 令和6年10月2日
- ・第9回会議 令和6年11月21日
- ・第10回会議 令和6年12月9日
- ・第11回会議 令和7年1月8日
- ・第12回会議 令和7年2月3日
- ・第13回会議 令和7年2月21日
- ・第14回会議 令和7年3月17日

- ・第15回会議 令和7年4月4日
- ・第16回会議 令和7年4月28日
- ・第17回会議 令和7年5月12日
- ・第18回会議 令和7年5月28日
- ・第19回会議 令和7年7月14日
- ・第20回会議 令和7年8月1日
- ・第21回会議 令和7年8月25日
- ・第22回会議 令和7年10月31日

第4 部会による調査の実施

1 資料検討

市教委、当該校及び当該児童の保護者が保管する関係書類の資料提供を受け、検討した。

2 聴き取り調査（関係児童・保護者）

協力を得られた関係児童から、以下の機会に事実関係等の聴き取りを行った（保護者のみの場合を含む）。

- ・令和6年6月28日 対象者2名（うち1名は保護者のみ）
- ・令和6年7月1日 対象者1名（保護者のみ）
- ・令和6年7月13日 対象者1名（保護者のみ）

3 聴き取り調査（当該児童・保護者）

当該児童及びその保護者から以下の機会に事実関係等の聴き取りを行った。

- ・令和6年5月11日 当該児童の聴き取り
- ・令和6年8月24日 当該保護者の聴き取り

4 聴き取り調査（教職員他関係者）

当該児童在籍時の教職員の他関係者から、以下の機会に聴き取りを行った。

- ・令和6年3月25日 対象者2名
- ・令和6年5月2日 対象者2名
- ・令和6年11月11日 対象者1名

第2章 事実経過 (教職員の職名はいずれも当時のものである。)

第1 入学時(令和4年4月)から2学期(同年10月6日)まで

1 入学時

当該児童は、保育所入所時には行き渋りが見られず、友達関係での問題もなかった。当該校に対して、小学校入学時点で保育所から当該児童に関し全教諭に周知するような申し送りはなかった。

当該校への登校は、集団登校ではないが、同じマンションの子がいっしょに行っていた。関係児童A、関係児童B、関係児童D、関係児童E、関係児童F、の中で保育所時代から知っている児童はいないとのことである。

2 1学期

- (1) 4月15日、学校で当該児童本人からトイレを失敗したと報告があった。養護教諭がみたところ、少量だけであった。生活指導部会の記録では、保護者に連絡すると「半年前から股がムズムズする、皮膚科に行っていた」とのことであった。当該児童母は、4月に「いじめではないか。今までにはなかった言動。家で暴れたり、学校に行きたがらない。」と担任に伝えたが、担任は「普通です。様子をみます。」というので、何が原因かわからなかったという。これに対し、当該校によれば、この時点で、いじめの訴えはなかったとのことである。但し、この学校の認識と当該児童母との認識には食い違いがある。
- (2) 当該児童母は、4月から行き渋りがあり、表情が暗くなっていったと述べている。一方「大阪市児童いきいき放課後事業」(以下「いきいき」という。)について、当該児童は、4月8日より4月中、ほぼ毎日利用しているが、当該児童母によれば、「いきいきもすごく嫌がっていた、いきいきの先生がえらそうである、どなる、口が悪い、カードを忘れてなんでもってこないのかと怒られる」など否定的である。4月1日から8月2日にいたるまで、いきいき運営連絡帳に当該児童に関するコメントはなかった。
- (3) 当該児童に関する記録によれば、当該児童には5月連休明けぐらいから登校に行き渋りが見られた。当該児童は、プール、ピアノ、学習塾に行っていた。学力的・友達面での表面的には問題は見受けられなかった。スクールソーシャルワーカー(以下SSWという)より担任に伝え、担任も学習・友達等ストレスの要因を見ていき

ますと答えている。

- (4) 6月2日、当該校で眼科検診があり、当該児童について右0.9～0.7、左0.6～0.3となったため、眼科医受診を勧められた。当該児童の家の近くの眼科で小児専門眼科を紹介された。病院での受診は8月18日であった。
- (5) 6月22日に当該児童母とSSWの面接があった。母は5月連休明けから行き渋りがある、学校ではいい子でいるようだが、家ではストレスを発散するように文具を投げ、テーブルの上の物を放り出すこともある、感情コントロールができていないということから現状への対応を相談したいとあり、SSWが面接した。

生活指導部会記録によれば、6月22日、母からの依頼でSC（記録ではSCとなっているが、正しくはSSW）と面談が実施された。

母は最近遅刻することが多くなっているので相談したいとのことであった。当該校としては、当該児童の母の様子として、学校への提出物が提出されなかったり、いきいきカードの持参がなかったりして、それぞれ保護者に伝えていたが、改善されなかったと認識していた。

当該児童母と担任は、いきいきのお迎え時に出会ったり、子どもが忘れ物をして教室に戻ったりするときに出会って話す機会が多かった。当該児童母の話の内容について、担任は校長に逐一報告したとのことである。生活指導部会記録によると、当該児童の遅刻については、母は他の原因があると思っていた。学校の様子をみると子どもが後追いしているのに、母親はスタスタ行ってしまうとなっている。同記録は、同部会開催までに各担任が入力し、全教諭が閲覧可能となっていた。

当該校のいじめ対策委員会では生活指導部会の資料を各自PCで見ながら話している。いじめ対策委員会が発足すると、同委員会は生活指導部会後に行っていた。いじめ対策委員会の記録は作成されていたが、出席教職員以外には被害児童生徒名を記録するのみで、内容は記載していない。いじめ対策委員会記録では、8月29日から当該児童のことが出てきて、8月30日には担任が当該児童から聴き取りをしているが、特定児童の名前やいきいきでの具体的な事象等は当該児童の口から出てこなかったとある。一方同記録では、朝、家で怒られるなど家庭でのいやなことを訴える内容であったとされ、今後の方向性として、いきいきに情報共有し、当該児童の見守りをお願いするとなっている。次項のとおり、7月15日に実施されたいじめアンケートで、当該児童はいじめがあると回答し、担任が聴き取りをしているが、そのことが反映されていなかった。

- (6) 7月15日、1学期いじめアンケートが行われ、1年生については担任が教室で読み上げて、説明しながら行った。当該児童は、いじめについて「ある」としたた

め、担任が当該児童から事情を聴取した。その結果、2年生児童から嫌なことを言われたということであった。同2年生児童はあまり覚えていなかったが、当該児童は驚いて嫌な気持ちだったということであり、同2年生児童に指導して終わっている。いじめ対策委員会には反映されておらず、解決した扱いとなっていた。いじめアンケートに当該児童の回答があったこと及び担任が当該児童から事情を聴いて2年生児童に指導したことは当該児童保護者には伝えられていない。教頭によれば、児童の聴き取りを実施し、解消していれば、生活指導にはあがってこないとのことであった。

- (7) 関係児童Aの保護者（母）によると、1学期に当該児童から関係児童Aがおもちゃを無理やり押し付けられる事が何回かあったという。

7月夏休み前、終業式までに、当該児童は関係児童Aにポチ袋に入った現金1120円を渡した（以下「ポチ袋①」という）。

当該児童は、10月31日の聴き取りのとき、「2学期始まってすぐぐらい、関係児童Aに『思いついた。お金ちょうだい』と言われた。悩んでいたら『くれなきゃ意地悪するで』といわれて、母の財布から1000円、自分の財布から硬貨を抜きとって渡した。」と説明した。ただし、時期については、当該児童から明らかになっていない。

関係児童Aは6月末頃から当該児童に「キラキラの石くれないと友達やめる、○○飴持ってこないと友達やめる。」などと言われてその都度渡していた。教頭も時期は不明であるが、当該児童から、プラスチックの宝石を見せられたことがあると述べている。関係児童Aと当該児童は当該校に入学してから知った関係にあるが、両名ともいきいきに通っていた。関係児童Aは、関係児童Bと遊ぶことが多かったが、そのとき当該児童がおり、だんだん嫌になってきていた。関係児童Bが他の友達2人と遊ぶ約束をしていて、当該児童がきて、関係児童Bは嫌だと言ったが、他の児童らがそれは仲間外れになるので、入れてあげようといい、4人で遊んだこともあった。そのような関係の中で、当該児童は関係児童Aに対し、7月ころに教室の後ろの方で、お金あげる、あげると言い、関係児童Aはいらないと言っていたが、ずっとしつこく言ってきて1回もらったとのことである。

関係児童Aは、関係児童Aの父に、当該児童からお金をもらったことを言うと、父は「またか」と思って中身を確認せず返すように言った。しかし、関係児童Aが返すのを忘れており、10月26日になって当該児童に返すことにした。後述のように、関係児童Cも当該児童から2100円の入ったポチ袋を受け取っているが、その時期は1学期の7月、夏休み前であったと思われる。

- (8) 8月18日、当該児童は総合病院に受診し、眼科だけでなく、小児科も回ったうえで、6月2日通知に対する眼科受診結果報告「右0.15 左0.15 遠視性乱視 心因性視力障害 9その他（治療は必要ないですが、念のため経過フォローいたします。）」を同病院眼科医師より受領した。診察した医師は、「この視力では歩けないが、歩行困難の感じとは見受けられない。」と当該児童母に説明した。

当該児童母は病院の報告書を8月22日に当該校へ提出した。その際、当該児童母は、「ムズムズは4月、1年生になってからです。」と言い、担任は、4月に当該児童がトイレを失敗して、保護者に連絡したとき、半年前からムズムズがあったと聞いていたので、当該児童母の言うことが変わったと思った。

- (9) 8月22日 当該児童母より、教頭宛に以下の内容の電話があった。

眼科検診で視力検査の結果、心因性視力障害と診断された。原因は学校にある。2学期からの学校生活について、非常に不安である。夏休みはいたって元気に過ごしている。このままストレスを抱えて学校生活を送らせるのは良くない。原因は学校にあり、人間関係がうまく行っていない。担任と学校生活について情報共有していきたい。今後学校に行かなくなれば、母親は仕事を辞めざるを得ない。継続してSSWとカウンセリングを受けたい。

これに対して、学校は、9月1日にカウンセリング予約をした。

3 2学期

- (1) 8月25日、担任とSSWが面談した。担任が「母は、連絡帳ではなく電話で担任と情報共有することを希望している。」とSSWに伝えたことについて、SSWは「具体的なこと（助言）ではなく、母には子どもの良い点を伝えるべきだ。」と助言した。保護者の不安が強いから保護者を安心させるために子どもの良い点を伝えるべきだとの考えであったようである。

- (2) 8月29日担任が当該児童の教科書のほとんどの頁が破れていたの理由を聞いたところ、当該児童は、「破れちゃった」と言った。担任が当該児童母に連絡したところ、当該児童母はそれは嘘だと言った上、以下のように話した。

「日曜日に、おばあちゃんの家に行く予定だったが、朝から宿題しなさいよと言ってもする気配がなかった。夕方まで様子を見ていたが、遊んでばかり。夕方になって、おばあちゃんの家に行くと言い出したが、宿題をしていないのでダメと言うと、教科書を破って暴れた。」「とりあえず家出るまでが大変。行き渋りをする原因が分かったらいい。」「夏休み中のいきいきで関係児童Dに意地悪された。」担任は、話を聞いてみると答えた。

8月30日、当該児童は遅刻した。担任は「何かいやなことがあるのか」と聞いたが、特定の児童やいきいきの活動の具体的な内容はなかった。当該児童からは「朝にお母さんがイライラしていて、早く行きと言われて、行きたくない気持ちになる。」と聞いたが、いきいきの話は出てこなかった。

母は、いきいきで何か嫌なことがあったみたいで、学校で先生から話をしてもらえないかという。同日、担任と教頭は、いきいき指導員に、母からの訴えを伝えて、本人に聞いてほしいと頼んだ。

(3) 9月8日、当該児童母が18時過ぎ頃、担任が実習生指導中に突然教室に入ってきて、当該児童はいじめ大丈夫ですか、と聞いた。

(4) 9月9日、当該児童母が朝当該児童とともに登校した。職員室で教頭が対応し、当該児童母から「当該児童が関係児童D、関係児童Eから嫌がらせを受けている。夏休みのことを探してほしい。」「学校への行き渋りが治らないので、関係児童D・関係児童Eの保護者を呼んで指導してほしい。」との訴えがあった。同学年の教諭が関係児童Dと関係児童Eに聞いたところ、同児童らは「覚えていない。鬼ごっこかな?」と言っていた。

(5) 9月15日、当該児童は遅刻した。担任に掛かってきた当該児童母からの電話では「行きたくないと言っています。」のみであり、当該児童は4時間目終了後に登校した。

当該児童は、朝は早く起きて、用意もできていたが、昨日休み時間にやったドッチボールの絵を書いていたらお母さんに怒られた。めっちゃ怒られて、それまで学校行くつもりだったのに私のやる気が下がったとのことであった。

同日16時半から、保護者、教頭、担任で面談した。その際の記録によれば、当該児童母は次のとおり訴えた。

いきいき活動にて、関係児童Dと関係児童Eに押されてこけた。とても嫌だったので、その日以来いきいきには行っていない。

2年生児童のズボンから、少しパンツのラインが出ていたので、「パンツ見えてるで」とその子に教えたら、「黙っとけ、1年」と言われた。よかれとおもって声をかけたことが裏目に出ることになった。

学校生活にて、関係児童Dと関係児童Eに廊下などで、ちょっかひがあつたり、からんできたりする。関わりたくない。

1学期に花の水やりで2年生と一緒にになった。その時に「なんで目の前を通るねん、しばくぞ。」と言われた。何も悪いことをしていないのに、きつく言われてショックだった。

また、2学期の図書の時間で、本の貸し借りで友達と嫌なことがあったとも訴えがあった。これについては、担任の聴き取りのもと、9月17日に解決済みとされていた。

(6) 9月16日放課後、担任が当該児童と学校の話をした後、欠席児童に届け物をしに行く話をすると、「一緒に帰りたい」と言うので一緒に学校を出た。担任が「お父さん家にいてよかったね」と声をかけると、当該児童は「嫌や」「なんでか分からんけどいつも怒るから」と言っていた。

(7) 9月21日、母から、9月20日、当該児童が給食ナフキンを10枚くらい持って行こうとすることがあった。おそらく友達に持ってくるように言われたか、欲しいと言われたかであるとの連絡が担任にあった。

この件については、当該児童がナフキンをパンパンに詰め込んで持って行っていることを母が発見した。関係児童Aがナフキンをお揃いの柄にしようと言う話をし、テンションが上がり、当該児童に「ネコ柄ある?」、などと聞いて、当該児童が合わさなければならないかと思ったようであった。関係児童Aは、母に買ってほしいと言ったが、母がそういうことはやめなさいと言って買っていない。当該児童母からの連絡があり、担任が関係児童Aに伝えて、関係児童Aが謝罪した。

(8) 当該児童母は、友達との付き合い方が心配で、いじめ重大事案として取り上げてほしい、学校全体で共有して取り組んでほしい、被害者に寄り添う対応をして、子どもが安心して学校へ行けるようにしてほしい、関係児童D・関係児童Eから嫌がらせを受けないようにしてほしいとの話があった。

関係児童D・E在籍学級担任は、関係児童Dと関係児童Eの保護者に当該児童が嫌な思いを抱いていることを伝えた。関係児童D・E保護者は、何かしたということではないと思うけど、見るだけでも嫌とか、廊下で会うとか、やっぱり嫌やなという思いがあるんだったら、何かしら我が子に注意しておきますとのことであった。

(9) 9月21日、当該児童は担任に「いきいきで指導員から見えないところで押された」と述べた。関係児童Aがしている印象というが、いきいきの指導員は、押したとは思われない、いじめの訴えはなかったとしている。

(10) 10月6日、SSWが当該児童の行動観察をした。同日担任がトラブルのあった関係児童D・関係児童Eの母と面談し、不登校気味になる原因になっているなら謝罪させていただきたいとの思いであることを当該児童母に伝えると、同母はわかりました、もういいですと収まったとのことであった。

第2 1年次2学期の事実経過

1 1年次2学期 10月26日～11月1日 ポチ袋①について

(1) いきいきの指導員の記録によれば、10月27日、1年2組の関係児童Fの母から次の相談が寄せられたとのことであった。

10月27日の放課後の午後4時すぎ、関係児童Fの母がいきいきにポチ袋①を持参してきた。関係児童Fが関係児童Aから1120円の入ったポチ袋①をもらったとのことであった。

いきいきの指導員は、同日、当該児童と関係児童Aから2人が同席しているところで事情を聴いた。関係児童Fからは事情聴取していない。その内容は10月26日、当該児童と関係児童Aがポチ袋①のやりとりしているところに、関係児童Fがいて、見ていたとのことであった。

いきいきの指導員の記録によれば、10月26日、関係児童Aは、ポチ袋①を、当該児童に、いきいきで返そうとしたが、当該児童は「私が渡したポチ袋ではない。」「私は関係ない」と言って受け取らず、そのとき見ていた関係児童Fが「ほしい」と言ったので、翌10月27日、関係児童Aが関係児童Fに学校で渡した。関係児童Aは「おもちゃのお金と思っていた」と母に言ったと思われるとのことであった。

以上を聴取した上で、指導員が関係児童Aの父に電話した。関係児童Aの父も、もらったのがいつのことかわからなかった。関係児童Aの父は「そういえば、じゃらじゃら持っていた。それがお金かどうか確認していなかった。」と言い、時期はわからなかったが、10月26日近くではなさそうであった。

10月27日、いきいき指導員は関係児童F母から受け取ったポチ袋①を当該児童母に渡そうとしたところ、当該児童母は、「ポチ袋はうちのです。」と言い、当該児童は「お金は入れていない。お手紙を入れて渡した。」と言ったが、当該児童母は、いきいき指導員からポチ袋①を受け取って持って帰った。

その後すぐに、いきいき指導員は、教頭にポチ袋①の件について連絡した。

(2) この点に関し、当該児童母は、教頭に対し、「当該児童が家からお金を持ち出して関係児童Aに渡したというがそんなことはしていない。ポチ袋は家の物だが、お金は関係児童Aが持って来させたに違いない。」と言った。

担任は、その翌日当該児童と二人きりで聴き取りをし、当該児童は、自分がお母さんの財布から紙幣を取ったと言っていた。そのことを担任は当該児童母に伝えようと思っていたが、当該児童母が来て、当該児童母がいる状態で聴き取りを継続したところ、当該児童の話す内容や話す際の様子が変わってしまった。

10月31日、当該児童の担任は、当該児童と関係児童Aの2人からそれぞれ事情を聴いた。

当該児童は担任に、「母の入浴中に母の財布から紙幣を取った。硬貨は自分の財布から。関係児童Aに渡した」と言った。金額は1200～1300円とのことだった。(実際に入っていたのは1120円であった。)

関係児童Aは、当該児童に「あげる」と何度も言われて押し付けられたと言い、渡した時期について、関係児童Aは1学期の最後(7月)ころと言い、当該児童は2学期始まってすぐと言った。

(3) ポチ袋①に関しては、以下の事実であったと認定できる。

ア 1学期7月ころに、学校の1年2組の教室のロッカーの前で、関係児童Aは当該児童から「あげるあげるあげる……。」と何度も言われて、ポチ袋①を押し付けられた。関係児童Aは、最初はおもちゃのお金が入っていると思っていたが、その場で見ると1120円が入っていた。帰宅後、関係児童Aは関係児童A父にもらったことを伝え、ポチ袋①を同父に見せた。

イ 関係児童A父は、ポチ袋①の中身を確認せず、これまでも、当該児童から、おもちゃ類を押し付けられていたので、「またか」と思って「返しなさい」とだけ伝えた。

関係児童A母には伝わっていなかった。その後、当該児童はいきいきを休んでいたこともあり、関係児童Aはポチ袋①を返すことを忘れていた。

ウ 10月下旬ころ、関係児童Aは、ポチ袋①のことを思い出して母に伝えたところ、母から「返しなさい」と言われた。10月26日、関係児童Aは、いきいきで、当該児童に返そうとしたところ、当該児童は関係児童Fに渡してと言ったので、10月27日、関係児童Aは関係児童Fに学校の教室でポチ袋①を渡した。

(4) ポチ袋①に関する事実がいじめと認められるためには、関係児童Aから当該児童に対しお金を要求した事実がなければならない。しかし、以下の理由から関係児童Aが当該児童に金銭を要求したとは認められない。

① 令和4年6月末ころ、当該児童が関係児童Aに対して「キラキラの石くれないと友達やめる、〇〇飴持ってこないと友達やめる。」などと言い、関係児童Aはその都度渡していた。当時の教頭も時期は不明ながら、当該児童がプラスチックの宝石のようなものを持っている。

② 関係児童Aは、当該児童から「あげる、あげる、あげる」と言われてポチ袋①を渡されたと説明している。一方、調査の過程で当該児童から「要求されて渡した」という訴えがない。

③ 10月26日、関係児童Aは当該児童にいきいきでポチ袋①を返したが、当該児

童は受け取らず、関係児童Fがほしいと言ったので、関係児童Aは関係児童Fに渡した。

いきいきの指導員が関係児童Aの父に電話したところ、同父もいつのことかわからなかったが、昨日・今日ではなさそうだとのことであった。

④10月27日、当該児童母は、「ポチ袋はうちのです。」と言い、ポチ袋①を持って帰った。当該児童は、「お金は入れていない。お手紙を入れて渡した。」と言った。

⑤関係児童A父がポチ袋①のことを聞いて「またか」と思ったとあり、関係児童Aが当該児童から物品を渡されていたことが裏付けられる。

以上から、関係児童Aが当該児童に対してお金をもってくるように要求した事実が認められず、いじめがあったとは認定できない。

2 11月8日 当該児童が関係児童Aに宿題をさせられたとの訴えについて

(1) 11月8日5時間目終了後、当該児童の両親が来校し、「関係児童Aを転校させたい。関係児童Aに指導があった日(おそらく10月31日を指していると思われる)、いきいきで宿題をさせられた。」との訴えがあった。9月21日以来、いきいきの指導員は、当該児童に注意を向けていたが、10月27日以来、ポチ袋①の件があり、関係児童Aが当該児童に宿題をさせるという様子はなかったと認められる。記録上もそのような状況は記録されていない。

いきいきの記録及び生活指導部会の記録によると、11月1日から訴えのあった11月8日までは以下のとおりである。

11月1日、いきいきの指導員によると、関係児童Aが座っている机の所に、当該児童が「一緒にしよう」と言って座って、隣どうしで宿題をしていたとのことである。

11月2日、当該児童の母から朝8時過ぎ、休みますとの連絡があったが、9時ごろ母と一緒に登校してきた。遅れた理由を当該児童に聞くと「お母さんに、『はよしいや』と言われて太ももを5回たたかれて嫌になって学校行きたくないって言った」とのことであった。

11月4日、当該児童は9時に登校した。朝、弟に遠足で拾った石を取られて、喧嘩して母に怒られて嫌になって「学校行きたくないって言った。」とのことであった。この日、当該児童から「関係児童Aが隣の子にいやなこと(2日前、富士山型の消しゴムを盗ってポケットに入れていた)をしている。」との訴えがあった。従前の聴き取りのとき、関係児童Aから、「当該児童が関係児童Gにソフトキャンディをあげて食べさせた」話が出てきていたので、関係児童Gに確認したところ、関係児童Gは当

該児童からもらったことを認めた。同日に、当該児童から聴き取りしたところ、「私は全く知らない」と否認した。

11月7日、当該児童は欠席した。放課後に連絡すると、母は「学校行きたくないと言ってます。私が朝怒ったのもあると思うけど、学校行きたがらないんでね。いじめられてるから楽しくないですよ。」等と言っていた。

11月8日、当該児童は出席した。「毎日が楽しくない。関係児童Aが意地悪してくる。」と言う。しかし、担任によると、当該児童は、休み時間は関係児童Aと話す姿が見られた。

11月10日、当該児童が教頭に「いつもいじわるされ、いつもがっこうがいやです。」など書いた手紙を渡したが、宿題をさせられたという訴えはしていない。

以上の記録および聴取から、「当該児童が、関係児童Aに、いきいきで宿題をさせられた」という事実を認めることはできない。

3 11月8日 関係児童Aから「じゅく、じゅく、じゅく」等としつこく言われたとの訴えについて

11月8日、関係児童Aが当該児童に塾に行かない日なのに、「じゅく、じゅく、じゅく」「どれみ、どれみ、どれみ」などとしつこく言った。11月9日、関係児童Aは認めて当該児童に謝罪した。

関係児童Aは、当該児童に「じゅく、じゅく、じゅく」「どれみ、どれみ、どれみ」と言ったことを認めており、当該児童はそのことに苦痛を感じていたと認定できるので、当該行為はいじめに該当する。

11月10日、当該児童は教頭に「いつもいじわるされ、いつもがっこうがいやです。」等書いた手紙を手渡した。手紙の内容としては、具体的事実を述べたものではないが、時期的に11月8日の関係児童Aが当該児童に対して言ったことを意味していると思われる。しかし、11月10日、当該児童はいきいきに来た時は、いやそうな様子は見られず、関係児童Aが折り紙をしていたら、当該児童も折り紙をしているなど、当該児童は自ら関係児童Aについて行く様子であった。

4 11月11日サッカーボールがお腹に当たった等との訴えについて

11月11日、当該児童母から教頭へ「いきいきで嫌なことがあったようだから、当該児童から聞いてほしい。」電話があった。

「4年と5年の5人の児童が『目をつぶせ』と言い、ボールが飛んできて当該児童

のお腹に当たった」というのが、母の訴えであった。いきいきの記録によると、門側のサッカーゴールの中側左角に、ネットを持ちながら当該児童が立っていて、見ていた指導員が危ないので出るように言ったが、当該児童も関係児童Aも言うことを聞かなかった。「当たってけがしたら大変」と、指導員に注意されても、当該児童は「ええねん」と言って聞かず、16時25分になって当該児童と関係児童Aがサッカーゴールを出て部屋に向かったとのことであった。指導員が見ている範囲ではボールがお腹に当たったということはない。

11月14日、いきいきの指導員は、児童らから聴き取りをしたが、児童らは「目をつぶせ」という発言はあったが、ボールを当てていないとのことであった。

担任が関係児童Aから聴き取りした内容は、外でサッカーをしている児童らに「入れてほしい」と言ったが断わられたので、サッカーゴールの中に入った。当該児童が網にぶら下がっていきいきの指導員に注意されたが、聞かなかった。児童が蹴ったボールが当該児童の腹に当たったとき、当該児童は「そんなん当たっても痛くないし」と言った。別の児童に当たっているのを見て、当該児童は関係児童Aに「あんなふうにはバチ当たるで」と言ったとのことであった。

関係児童Aが「児童が蹴ったボールが当該児童の腹に当たった」と証言しているので、指導員がその場を離れた後も当該児童が指導員から注意されてもサッカーゴールの中に留まり続け、指導員が見ていない間に、児童の蹴ったサッカーボールが当該児童の腹に当たった可能性は十分にある。しかし、児童が故意に当てたと思われるような事実は見当たらなかった。また、児童たちは、当該児童らがサッカーの妨害をするので、腹を立て、当該児童と関係児童Aに「目をつぶせ」等の暴言を吐いたと思われるが、当該発言については、いじめに該当する。

しかしながら、いずれも、当部会の聴取において、当該児童から、当該事実に関する発言はなく、記憶に残るレベルで苦痛を感じていたとは認められない。

5 11月下旬以降

- (1) 当該児童の11月、12月中の学校出席状況は、11月中遅刻2回、12月中欠席1回、出席停止7日、遅刻5回であるが、欠席は病気または出席停止、遅刻は体調不良などの理由によるとされている。
- (2) 当該児童の11月、12月中のいきいき出席状況は、12月に欠席3回、出席停止7日であった。病気以外は、ほとんど出席しており、出席状況には特段の問題はなかった。

(3) その他以下の事実が認められる。

ア 学校からの情報として、11月21日朝7時30分頃 学校のプール側でサンドイッチを一人で食べている当該児童を出勤してきた職員が目撃し、担任が見に行つたときには当該児童はその場にいなかったの、担任がマンションまで行き当該児童の所在を確認した。当該児童が部屋から出て来て、担任とともに登校した。

イ 11月25日、関係児童Aと、1組の関係児童H、関係児童Bの3名と当該児童がいきいきで外遊びをしていた。途中、3名が先に走って行ったため当該児童が追いかけたがだんだん遅くなってしまい「待って」と言っても待ってもらえなかった。関係児童Aに「遊具に登ったらあかん」と言われて悲しかったとの訴えが当該児童からあった。翌週に、担任が聴き取りし、3名に指導した。

ウ 11月30日、2学期のいじめアンケートに対し、当該児童は「同じクラスの友達から仲間外れにされたが続いていない。」と回答していた。

エ 12月6日、8月の診断書を発行した総合病院の小児科医師作成の診断書が発行される。病名は「心因性視力障害 身体表現性障害」となっていた。

オ 12月19日朝、当該児童は、時間割表を失くして学校の用意ができずに遅刻し、母と9時頃登校した。放課後、当該児童母は、いきいき帰りに職員室へ行き、校長に上記の診断書を見せた。

カ 12月20日、当該児童は、朝9時ころ母と一緒に登校した。当該児童の話では、「朝、(自宅で)歌を歌っていたら歌詞の紙を破られた。それで遅くなった」とのことであった。

以上のように、上記イの11月25日の出来事について、ウのいじめアンケートの回答があると思われるが、11月30日以降のいじめ対策委員会で検討された記録がない。また、12月19日には当該児童母が、心因性視力障害および身体表現性障害の診断書を校長に見せており、いじめ重大事態の疑いがあるものとして市教委に報告し、初動調査の必要性を検討しなければならなかった。この点は、学校対応の問題として検討する。

6 12月6日の診断書について

(1) 12月6日の小児科医師の診断による病名は「心因性視力障害 身体表現性障害」である。「器質的疾患では説明できない視力障害や不定愁訴を生じている」とのことであった。

令和4年6月2日付けの学校での「視力検査結果のお知らせ」では、裸眼視力右B

(0.9~0.7)、左C(0.6~0.3)であった。近くの総合病院医師が令和4年8月18日付けで作成した「受診結果報告書」では、右0.15(0.2)、左0.15(0.2)で、「遠視性乱視・心因性視力障害、治療は必要ないですが、念のため経過フォロー致します。」とされた。学校での検査結果と眼科での検査結果では、後者のほうが著しく視力が低下していた。

(2) 12月6日の診断書では「長期休暇中や家庭内では症状が改善することから、小学校でのいじめによるストレスが原因と考えられます。」とのことであるが、12月6日の診断書を発行した小児科医師は、8月19日付け診断書を発行した眼科医師とも異なり、また、当該児童が継続して診断書発行の総合病院に通院していたこともない。「小学校でのいじめによるストレスが原因と考えられる」というのは、あくまで当該児童保護者の申告によるものであり、確認された事実ではない。8月19日付け診断書は夏休み中の診断であるが、6月の学校での眼科健診より結果が悪い。また、当該児童母は、当該児童が1学期末に自宅で音読していたときに本を間近で見っていたので驚いたとのことであったが、これも自宅でのことであり、長期休暇中や自宅で症状が改善するということはなかった。

7 3学期の始業式からポチ袋②の発覚前まで

(1) 令和5年1月の3学期始業式は、当該児童は遅刻せずに元気に登校した。冊子以外の宿題を忘れてきたが、次の日には提出した。休み時間は一人でひたすら鶴を折ったり、絵を描いたりして過ごしている、他の児童と話す姿も見られ、関係児童A以外の交流も増えてきている様子であったと記録されている。その後、当該児童の出席状況は、1月10日~14日登校 1月16日~20日出席停止、1月23日出席であった。

(2) 令和5年1月23日、当該児童から教頭は、

「1/22 おされる。もんくをいわれる。べたべたくっついてくる。うそついてくる。ばかみたいなこといわれる。これもってきてやとかゆわれる。なんでにげまくってんのかもゆあれるしたたかれる。らくがきされる。むしされる。きょうとうせんせいへ。〇〇より(〇〇は当該児童の名前)。1/22日曜日」

との記載がある手紙を受け取った。当該児童からのいじめの申告であると思われる内容が含まれているので、内容について順次検討する。

ア 1月23日、教頭が受領した手紙には、被害にあった時期がいつであるのかが書かれていなかったが、11月10日の手紙で書いた内容は「いつもいじわるされ、

いつもがっこうがいやです。」とあるのみであったことに比べると行為の内容があげられている。教頭は当該児童に聴き取りしており、これに対して当該児童は、「関係児童Aが押す、意地悪するのはいや」と言った。場所は、いきいきでのことと言っていたようである。

「押される。」は、「いきいきで指導員から見えなくて押された」との訴えを指すものと思われた。いきいきの指導員は、9月20日から令和5年2月7日まで、当該児童及び関係児童Aの様子に注意していた。当部会が調査した結果、令和4年11月10日以降令和5年1月23日に至るまで、「押される」との事実があったとは認められなかった。

イ 「文句言われる。べたべたくっついてくる。うそついてくる。」については、関係児童Aのことを言っているようであるが、生活指導部会記録上は、「(関係児童A)から押される、追いかける等の内容」とのみあった。

ウ 「ばかみたいなこといわれる。」に関しては、当該児童は「いきいきのとき、〇〇ちゃん(当該児童)がおっちょこちょいみたいなこと言ったら、関係児童Aと、関係児童Dに、お尻たたかれる。そんなに痛くなかった。ちょっとだけ嫌な気持ちもあった。残りは普通の気分。」というので、そのことを指すのではないかとも思われた。

エ 「これもってきてやとかゆわれる。」は、9月のナフキンのことではないかと思われるところ、前述のとおり、当該児童が、ナフキンを持って行くことを負担に感じるようになり、苦痛を感じた事実は認められる。

「なんでにげまくってんのかもゆあれる。」は、当該児童が関係児童Aから言われたとの訴えであると推測されるものの、発言者が特定されておらず、いつ、どのような経緯であったのか等は明らかにならなかった。当部会による当該児童からの聴取においても、具体的な事実が出てこなかった。生活指導部会の記録では、「関係児童Aは、当該児童から「顔一生見たくない」と言われたり、両手で耳を塞ぐ仕草をされたりする。10月31日は当該児童が関係児童Aを避ける様子が見られた。」との記述があり、そのころ関係児童Aが当該児童に避けられている理由を尋ねたことがあるかもしれない。しかし、関係児童Aからすれば、ポチ袋①を押し付けられたのに関係児童Aから金銭を要求したように言われるのは理不尽であり、当該児童が関係児童Aを避けることがあったとしても、その理由を聞くことがいじめとなるものではない。

オ 「たたかれる。」は、前述の「関係児童Aと関係児童Dにお尻たたかれる。」のことを指すものと思われる。具体性はないものの、児童らが、おしゃべりしながら、軽くお尻をたたくことは、日常的な動作としてありそうなことであり、当部会が当該児

童から聴取したとき、当該児童は自身の気持ちとして「残り半分は普通」とのことであったが、「ちょっとだけ嫌な気持ちもあった」とのことであった。これは事実であろうと推測される。それゆえ、関係児童Aや関係児童Dとおしゃべりしているときに、当該児童が兩名またはいずれかから、軽くお尻をたたかれたとき、当該児童が苦痛を感じたことがあったと認める。なお、この事実の時期は特定されていない。

カ 「らくがきされる。」は、「いきいきで、関係児童Aが、当該児童の筆箱に、『〇〇しね（〇〇は当該児童名）』『〇〇〇（関係児童Aの苗字に近い記載）』と落書した」という訴えのことであると思われる。いきいきの使用していた部屋は、室内の仕切りがなく指導員席から見渡せる位置にランドセルが置いてある状況である。指導員の目を盗み、当該児童のランドセルの中から誰かがこっそり当該児童の筆箱を取り出して落書きすることは考えにくい。いきいきの記録などからも、当該児童の訴えのあった日の学習後、筆箱には落書きがあったことは認められなかった。また、いきいきの指導員は、母から落書きは当日朝見つけて「ね」以外は消したと聞いていた。担任が1月23日、教頭あてに手紙が渡された後に当該児童から事情を聴いている。いきいきの指導員は気をつけて様子をうかがっていたにもかかわらず見ていないこと、および、「〇〇しね（〇〇は当該児童名）」と落書きをした児童がいるとしても、自分の名前を間違えて残すかという不自然さがあり、これらの状況から、関係児童の誰かがいきいきで当該児童の筆箱に落書きしたとは認められない。

キ 「関係児童Aが消しゴムを壊してきた。鉛筆を急に取られて最後、どーんとテーブルに置かれてどっかいった。」との当該児童の訴えについては、1月中旬頃、関係児童Aが当該児童の消しゴムに穴を空けるふりをしたことは認められるが、壊したとは認められない。

当該児童の訴えと関係児童Aの説明は食い違っており、「使用すると三つに割れた」と当該児童が担任に話したということであるが、担任は三つに割れたのを見ていない。関係児童Aが当該児童の消しゴムに穴を開けたとまで認定することはできない。

しかし、関係児童Aに、穴を空けるふりをされ、当該児童は苦痛を感じたと思われるので、いじめ該当性は認められる。鉛筆を取ったという訴えについては、事実が確認できない。

8 ポチ袋②と3学期いじめアンケート

(1) 3学期2月以降

ア 2月7日から、校長の判断により、関係児童Aはいきいきに参加させず、教職員と過ごすことにした。いきいきの指導員は、「賛同できません。」と伝えた。

2月16日放課後、校長・教頭立ち合いの下、校長室で当該児童の母と関係児童Aの母が話し合い、当該児童の母は、関係児童Aの転校を迫った。

イ 2月24日、関係児童Aの母より、関係児童Cが当該児童からお金をもらったとの情報があった。関係児童Gにも渡したとの情報であった。

ウ 2月28日、3学期のいじめアンケートがあり、当該児童は「同じクラスの友達から嫌なことを言われた。続いている。おうちのひとに話した。」と回答した。生活指導部会の当該児童に関する記録には、1月23日以降の記載がなく、同じいじめアンケートの回答に関する記録もない。

2月28日、当該児童、関係児童C、関係児童Bが、いきいきのおわりの会でトラブルになった。関係児童Cと関係児童Bが狭いので、「むこうへ寄って」と当該児童に言ったが、当該児童が動かず、そのまま座っていたので、2人は黙って座っていた。当該児童は「2人がしゃべっていた。無視した。」と言い、「いやなことを言われた。いじめられた。」と言い出した。指導員は、「寄って」と言われたことは、嫌なことでも、いじめでもないと話したが当該児童は納得しない様子であった。お迎えに来た当該児童の母に、当該児童が話したらしく、母が引き返してきて事情を尋ねた。

エ 3月2日、前記イに基づいて、関係児童Gから聴き取りしたところ、もらったのはお菓子だけで、ソフトキャンディをもらったが、スナック菓子は怖くなって断ったとのことであった。

3月2日、前記イに基づいて、関係児童Cから聴き取りしたところ、「当該児童が関係児童Aにポチ袋を渡していたのを見た。当該児童は関係児童Cに『来て～お金いる?』と言い、関係児童Cは『うん』と答えた。次の日の休み時間、当該児童に手招きされて、行ったら、ポチ袋を渡された。教室の端（道路側の窓近く）で渡された。手紙かなと思ったが、家に帰って見たらお金（2100円）でびっくりした。」とのことであった。

3月3日、関係児童Cの保護者に連絡して、お金の袋（以下「ポチ袋②」という）を学校に持ってきてもらい、預かった。2100円であった。

オ 3月6日、当該児童に、関係児童Cにお金を渡した件を聞きとりすると、目を合わせなくなった。関係児童Cにお金を渡したことは、すぐに認めたが、なぜ渡すことになったのかの理由はなかなか言えなかった。10分ぐらいして、「関係児童Aがお金をもらったことを関係児童Cに自慢して、関係児童Cも自慢したいからお金ほしいってなって、それで渡した。」と言った。

同日、関係児童Aに聴き取りしたところ、当該児童からお金をもらった後、関係

児童Cや他の友達に「お金当該児童からもらってん」などと自慢は絶対にしていないと言った。同日、関係児童Cにも聴き取りしたところ、関係児童Aから「お金当該児童からもらってん」と自慢げに言われたことはないと言った。

カ 3月7日、いきいきお迎え時に、当該児童の母に、2100円の経過を説明し、ポチ袋②と共に返却した。

3月16日、当該児童の母は、「お金と封筒は自分の家のものではない。」と学校に持参し、教頭がポチ袋②を受領した。

(2) ポチ袋②については、1学期7月ころに、1年2組の教室のロッカー前で、関係児童Aが当該児童からポチ袋①を受け取っているのを見ていた関係児童Cに、当該児童からお金が欲しいか尋ね、関係児童Cが「うん」と返事し、翌日、教室で、当該児童は関係児童Cにお金2100円の入ったポチ袋②を渡した、と認められる。関係児童Cの方からお金を要求した形跡はなく、当該児童が苦痛を感じたという訴えもなかったため、いじめとは認められない。

その理由は、関係児童A、関係児童Cが3月6日段階で一致した説明をしていることのほか、以下の理由による。

ア 当該児童が関係児童Aにポチ袋①を渡したことは、10月27日に発覚している。関係児童Aと同様に関係児童Cが要求したのであれば、ポチ袋①の発覚時に当該児童は関係児童Cに渡したことも言ったであろうと思われる。

イ 当該児童は2学期いじめアンケートにポチ袋①もポチ袋②も回答していない。

ウ 当該児童は、関係児童Aも関係児童Cもお金をもらったことを自慢したかったというが、そうであれば10月27日の発覚までに両名が他の児童にお金をもらったことを言っていたであろうが、そのようなことはなかった。

エ 当該児童保護者は、3月6日に当該児童がポチ袋②は関係児童Cに言われて渡したと言ったにもかかわらず、3月16日にポチ袋②は当該児童方のものではないと学校に返還し、関係児童Cのことを問題にしていない。

(3) 3学期のその他の事実

2月7日から関係児童Aは、放課後いきいきには行かず職員室で過ごすことになった。教室では、当該児童は関係児童Aに「○○○○（関係児童Aの名）」としゃべりかけたりしていたとのことであった。また、関係児童Aが校長室に行くのを見て、当該児童はうらやましくなったのか、後半、いきいきに行かずに保健室に行くようになったとのことであった。保健室利用は、3月は14回である。朝も保健室に行くことがあったとのことである。

3月24日、関係児童Aはいきいきに出席し、いきいきで、関係児童Aと当該児童

は仲良く遊んでいた。途中から当該児童が関係児童Aのあとをついてまわっていたが、別々に遊ぶ姿がみられた。

3月27日、いきいきの指導員は、校長、教頭等に、当該児童が訴えるような「いじめ」は現認していないことを伝えた。

(4) 2月28日から3月31日までの間に、当該児童および保護者からいじめがあったとの訴えはなかった。

第3 いじめと認められる事実

本件でいじめと認められる事実は以下のとおりである。

- 1 1学期に2年生児童に当該児童が嫌なことを言われた。
- 2 1学期から令和4年9月15日までに、
 - ア 当該児童が2年生児童のズボンから少しパンツのラインが出ていたので、「パンツ見えてるで」とその子に教えたら、「黙っとけ、1年」と言われた。
 - イ 1学期の花の水やりで、2年生と一緒にになった時、「なんで目の前とおるねん、しばくぞ」と言われた。
- 3 9月20日、関係児童Aに言われて給食ナフキンを10枚くらい持って行こうとした。
- 4 11月8日、関係児童Aが当該児童に対し、塾に行かない日なのに「じゅく、じゅく、じゅく」「どれみ、どれみ、どれみ」と言った。
- 5 11月11日、当該児童がいきいきに出席していたとき、4年生と5年生の児童5人がサッカーをしようとしたころ、当該児童と関係児童Aがサッカーゴールの中に立っていた。4年と5年の児童らがどくように言ったが、当該児童らがどかなかったので、児童らが「目をつぶせ」などと発言した。
- 6 令和5年1月中旬頃、関係児童Aが当該児童の消しゴムに穴をあけるふりをした。

第3章 いじめによるストレスと心因性視力障害及び身体表現性障害との因果関係について

第1 概略

前章にあるとおり、当該児童に対しては何件かのいじめがあったと認められる。しかしそれらのいじめ事実のみで、身体表現性障害が起こったとまでは言えず、他の複数のストレスも、その発症に影響していたと考える。

心因性視力障害の発症は、学校の視力検査や診断書提出の日付から1学期だと認められる。様々な記録から、当該児童は小1プロブレム¹に類する、新しい環境へのストレスの渦中にいたことが推測できる。また友達関係においても、思い通りにならないストレスを感じていたこともうかがえる。

一方で、1学期のいじめ被害はいじめアンケートに記載されている項目だけであり、そのいじめは、2学期いじめアンケートで「続いていない」と回答していることから、当該児童の心身への影響は少なかったと思われる。

身体表現性障害が起こったのは、いじめ事実のみでなく他の複数のストレスがその発症に影響していたと考えるのは、このような理由からである。

発症の年齢は学齢期6歳～15歳が多いということと、小1の1学期に当該児童が「目が見えへん」と訴えていることから、小学校入学後に発症したと思われる。具体的には、令和4年4月入学後～総合病院に受診した8月18日までの1学期にあたる期間だと考えられる。

2学期には、心因性視力障害から身体表現性障害へと症状の広がりが見られた。症状の広がりについても、やはり、いじめ事実のみで広がったとは言えない。

症状が広がったことに最も大きく影響したと思われるのは、1学期に当該児童が友だちにおもちゃや飴、お金を渡したことである。特にお金を渡した経緯について、当該児童保護者は、当該児童がお金を渡したのではなく、お金を渡すことを強要されたいじめ被害だという解釈に終始した。その解釈により、当該児童は学校にも保護者にも本当のことが言えなくなったと思われる。そして、そのことはいきいきを含む学校生活や親子関係に影響したと考える。

2学期は、当該児童にとっては苦しい期間になった。その苦しさからだと推測されるが、事実ではないいじめ被害を訴えるということも何回か起こった。

3学期には、症状の変化についての記録はなかった。

第2 1学期におけるいじめと心因性視力障害発症との因果関係について

1学期いじめアンケートにあるいじめ

1学期のいじめアンケートで、「いやなことをされましたか」という質問に「ある」

¹ 「小1プロブレム」とは、小学校1年生で、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、教員の話听不懂など学級が機能不全となっている状態のことで、文部科学省や各市町村が保育園・幼稚園と小学校教育との円滑な接続に向けて様々な対策を講じている。

と回答をしているものの、それは「つづいていない」とも回答していた。

その回答に基づいて、学校は相手の小2児童に状況を確認した。その小2児童は、自分の言動を覚えていなかったが、教員の指導を受けている。これらのことから、1学期いじめアンケートにあった「いやなこと」は、当該児童の心因性視力障害の発症との関連は少ないと考える。

第3 1学期のいじめ以外のストレス

1 プリント類の紛失や提出遅れ

学校で提出を求められるプリント類を、保護者が紛失したり期限通りに提出されなかったりしたことが多くあった。担任は当該児童を叱責はしなかったとのことだが、周りの子と同じようにできていないという引け目は感じていたと思われる。

2 いきいきでのカード忘れ

いきいきでは、毎日持参して提出しなければならないカードを忘れることが多かった。指導員は、いきいきに来るために必要なものだから持ってくるようにと注意をしたという。当該児童にとっては、1と同様に引け目を感じる出来事だった可能性がある。

3 塾や習い事に1人でいくこと

他の児童がいきいきで過ごす中、当該児童は自分で時間管理をして、電車で塾に行くことがあった。保護者がいきいきに迎えに来る日もあったが、一人でいきいきから自宅に戻り、私服に着替えて電車で塾に行っていた。保護者が迎えに来る日もあったとはいえ、学校関係者の目には、交通系 IC カードや子ども携帯を持って、塾のためにいきいきを退所する当該児童の様子が印象に残っていた。

学校関係者等は、上記の習い事は当該児童にとってかなりの負担となっているのではないかと心配していたようである。

4 いきいきの指導員の言葉遣いや雰囲気

当該児童保護者や当該児童には、いきいきの雰囲気や指導員の言葉遣いが荒っぽく粗雑に思っており、不快な違和感を抱いていた。当該児童は入学後の早い時期から、いきいきの指導員の言葉遣いが荒いことを母親に訴えており、当該児童母もそのように感じていた。当該児童と母は、保育園とは雰囲気が違うことにも戸惑いを感じ、保育園とは異なった環境に、ストレスを感じていたと思われる。

第4 1学期における友だちづくりの試みとその結果及び影響などの考察

1 小さなおもちゃを渡したこと

関係児童Aの保護者（母）によると、1学期に当該児童から関係児童Aがおもちゃを無理やり押し付けられる事が何回かあったという。そして、それはいじめかもしれない、あるいは、いじめに繋がるかもしれないと心配した関係児童A保護者（母）は、担任に知らせた。同時に、「うちの子はいじめられていませんか」と担任に確認したところ、担任は否定した。

また、関係児童Aが、じゃらじゃらという音がする物が入っている封筒を学校から持ち帰り、関係児童A保護者（父）に見せ、当該児童から貰ったものと言った。その時、関係児童A保護者（父）は、「またか」と思ったという。その封筒を見た時期は、1学期だと思われるが、関係児童A保護者（父）は、出勤前の慌ただしい時間の出来事だったために、10月27日に顕在化するまで忘れていたという。

なお、関係児童A保護者が担任に知らせたこと、担任といじめの懸念についてやりとりしたことのもどちらも、学校の記録にはなかった。

2 お金が入った封筒を渡したこと

当該児童が関係児童Aと関係児童Cにお金が入ったポチ袋①・②を渡したのは1学期の終わりの頃だったと思われる。その後の聴き取りから、お金は関係児童Aと関係児童Cから要求されたのではなく、当該児童から渡したと思われる。

お金は、母親がお風呂に入っている間に、母親の財布からとった千円札と、自分の財布から出した小銭で、当該児童はそれらを封筒に入れたと話している。

母親に気づかれないようにと、入浴中にお金をとっていることから、財布からお金を取る行為が悪いことだと分かっていることは明らかである。当然、罪の意識がともなう。もし見つければ、どんなに叱られるかという怖さもあるだろう。当該児童にとっては、大きなストレスとなったと考える。

3 物やお金のやり取りに関する考察

飴やおもちゃ等は、相手の関心を引くための直接的な手段であり、あげたりもらったりすることで関係が近くなるが、それだけではなく、秘密を共有する手段という側面もある。してはいけないことの秘密を共有することは、単にものをやり取りする以上の、特別な関係を作る。1学期、当該児童は、そのようなやや強引な方法で関係児童Aや関係児童Cを近い友だちにしかかったことがうかがえる。

ただ、それでも関係児童Aや関係児童Cと当該児童は、固定的あるいは安定した友だちにはなっていなかった。その背景の一つとして、関係児童Aはおもちゃや飴をもらってくることを、関係児童A保護者から強く禁じられていたことがあげられる。関係児童Aが、物やお金をもらうことへの罪悪感や保護者からの叱責を恐れる気持ちをもっていたので、当時の関係児童Aと当該児童が近い友だちにはなり難かったことが推測できる。

結局、当該児童からすると飴やおもちゃ等のやり取りで近い友達関係を作ろうとした行動は実を結ばなかった。それは寂しさや満たされない気持ちとして体験されたであろう。さらに、お金まで渡したことにより、自分がしたことを保護者や先生に知られるかもしれない恐怖や罪悪感が重なり、大きな心の負担を抱えたまま2学期を迎えることになったと思われる。

ただ、小1という年齢から考えると、常に発覚する恐れと罪悪感に苛まれるという状態ではなく、忘れていた時間はあると考える。まして、夏休み期間は、いきいきの出席も2日だけだったので、忘れていた時間も多かったろう。

しかし、2学期の始まりが近づくと、薄れていた罪悪感と発覚するかもしれない恐怖が再び強まったと思われる。2学期開始当初の、行き渋りやいきいきでのいじめ被害の訴えには、お金の入った封筒を渡したことにまつわる発覚の恐れや罪悪感が影響していたと考える。

4 入学から2学期開始前までのまとめ

小学校という新しい環境の始まりは、当該児童にとっては厳しいものだった。

保育所での当該児童は全く問題がなく、むしろ保育士の手助けをするような子どもだと言われていた、と母親は述べている。ところが、そのように慣れ親しんだ保育所と小学校、特に小学校校内で開催しているいきいきの雰囲気とが違いすぎていることに、当該児童も母親もショックと不快な違和感を持ったという。

一般に悩みや困りごとが生じる時は、これまでのやり方が通じなくなった時とされている。その観点から考えると、保育所の生活がとても上手くいっていたからこそ、小学校やいきいきという新しい環境に馴染むためのストレスが相当に大きかったと言える。

このような新しい環境に直面した時の、小1プロブレムに類するストレスは、当該児童保護者にも当該児童にもあったと思われる。

年度当初には多くの書類提出や、馴染みのない小学校及びいきいきでの決まり事を守る必要を迫られる。

学校関係の書類作成及び提出の煩雑さには、多くの保護者が疲弊し不満を持つのは、様々に耳にするところである。当該児童においても、保護者にプリント類の紛失や提出漏れがあり、そのことの指摘は保護者自身のストレスでもあったが、担任からの直接の指摘はないものの、当該児童にとってもストレスだったと考える。

加えて行き渋りに際しての母子のぶつかりあいもあった。

このように、心因性視力障害の発症には、いじめ以外にも、上記の種々のストレスが影響していると考えられる。

第5 2学期のストレスの高まりと症状の広がり、いじめとの関係

1学期に心因性視力障害を発症した当該児童は、2学期はより一層強いストレスに晒され、その症状は広がった。

以下、経過にそって振り返る。

1 2学期開始当初8月末～9月

2学期開始直前に、心因性視力障害の診断書が学校に提出され、当該児童が学校に行きたくないと話していることが学校に伝えられた。

そんな中、指導員の見えないところで、関係児童Dと関係児童Eに押されたとき当該児童は母親に話した。関係児童Dと関係児童Eの担任が聞きとりを行ったが、2人とも何のことを言われているのかわからない様子だった。

この関係児童Dと関係児童Eの2人に関する訴えは、仲が良さそうに見えた2人と自分も関係を持ちたかった、とも解釈できるエピソードであり、当該児童が仲の良い友達を欲していたことがうかがえる。

一方、訴えを受けた関係児童Dと関係児童E 2人の保護者は、当該児童が辛い思いをしたという訴えを聞いて、児童たちは覚えていなくても保護者として謝罪をする意向を示したが、当該児童保護者が謝罪を求めることはなかった。

この訴えをきっかけに、いきいきでは、当該児童の見守りを強化し、その記録も詳細に残すという対応をとることになった。

2 9月21日

9月21日、多くのナフキンを無理に持参させられていると言う当該児童の母からの訴えがあった。ナフキンの柄を指示していた関係児童Aは、担任から当該児童が負担に思っている事を告げられ、謝罪した。

始まりは、給食時に使うナフキンの柄が、偶然、関係児童Aと当該児童とで同じ柄

だったことだった。ナフキンの柄がお揃いになったことが2人には嬉しかった。そこで、関係児童Aが「じゃあ、明日は〇〇の柄」といい、当該児童がその柄を持参してナフキンがお揃いになっていることを2人は喜んだ。関係児童Aが柄を指定するのを忘れた時には、ナフキンの柄は揃わなかった。そういう時、関係児童Aは揃わなかったことに対しては何も言わなかったが、「明日は〇〇柄にしよう」と言ったという。そのような経過から、当該児童は、ナフキンがお揃いでないと関係児童Aは満足しないと考えたのだと思われる。

そして、柄がお揃いにならない日がないように、当該児童は複数枚のナフキンを持参するようになった。関係児童Aからの柄の指定の有無に関わらず、関係児童Aと同じ柄のナフキンを出すための当該児童の工夫だと解釈できる。

当初の、ナフキンの柄がお揃いになることを2人で喜ぶ関係から、次第に、関係児童Aが柄を指定して、それと同じナフキンを当該児童が用意するという関係になっていったことで、当該児童の気持ちに変化が出てきたことが推測される。

関係児童Aも、「(当該児童は) 途中からあまり嬉しそうじゃないと思ったけど続けてしまった」と述べており、当該児童の心の変化や負担を感じ取っていたことがわかる。

このナフキンに関する出来事はいじめと認定されるが、一方で、友達関係の構築を学ぶ良い機会になる可能性をもった出来事でもあったと考える。

お揃いの柄で嬉しくなるというのは、当該児童も関係児童Aも、お互いに友だちになれそうだという気持ちがあるからこそである。経過の中で、関係児童Aからの柄の指定が、当該児童にとっての負担になってきたなら、当該児童がそれを関係児童Aに言えば良い。しかし、関係児童Aが気を悪くするかもしれないという心配や、どう言えばいいのかわからない表現力の未熟さなどが相まって、何も言えなかったのだと思われる。関係児童Aもまた、当該児童の変化に気づきながらも、相手を思いやる言葉かけをするだけの言語力や気持ちの余裕はまだなかったのだと思われる。どちらも、小1という年齢相応の状態であり、その未熟さは、保護者や教員が適切に仲介したり助言したりすることによって徐々に改善されていくことが十分期待できた。

担任も、ナフキンの出来事は年齢相応の未熟さから生じたことであり、小1の子どもたちは、このような出来事を通して友だち関係の構築の仕方を学ぶ過程にいると考えており、それを保護者に伝えたい気持ちがあったというが、話す機会を逸したと述べている。

当該児童母にとっては、この出来事は、それまでは判然としなかったいじめの加害側が、ようやく明らかになった出来事に映ったと思われる。

3 10月27日～10月30日

10月27日、当該児童がお金の入った封筒を関係児童Aに渡したことが発覚した。翌日、その聴き取りを担当が当該児童にしている最中に、突然母親が入室したため、保護者同席での聴き取りになった。

母親の突然の同席に、当該児童はみるみる落ち着きをなくして、立ったり座ったり廊下に出たりして、動揺の大きさが見て取れたという。

ところが、お金は、当該児童が関係児童Aに言われて仕方なく財布からお金を抜き取って学校へ持っていったのではないかという母親の話を聞くと、当該児童は落ち着きを取り戻し、席に着くというふうに態度が変わっていった。当該児童母の解釈は、一時的にせよ、当該児童を安心させるものだったと判断できる。

この時にはまだ分かっていなかったことであるが、お金は当該児童の方から関係児童Aに渡しており、渡した相手は、関係児童Aだけでなく関係児童Cもそうであり、関係児童Aと関係児童Cの2人にお金を渡していた。

つまり、当該児童は、親の財布からお金を取ったこと、お金を学校に持って行って渡したこと、そのお金を渡した相手は2人いること等を保護者に隠していたこととなる。それらが発覚するかもしれない不安と恐怖は、1学期末以来ずっと潜在していたが、それが現実に発覚しそうなったこの時の恐怖はとても大きかったであろう。

しかし、母親の誤った解釈により一時的には安心もしたと思われる。この日の動揺は相当に大きかったであろう。

10月27日の件についての母親の解釈に一時的に安心したものの、10月30日夜、当該児童の父親が激怒して「パパが行って話をつけてくる」「(関係児童Aに)謝ってもらおう」と言ったことで、当該児童の不安と恐怖が再び大きく膨れ上がったものと思われる。

4 10月31日～11月25日

この期間には、行き渋りによる遅刻が3回(11/2, 11/4, 11/9)、欠席が1回(11/7)、いじめ被害の訴えが3回(11/8, 11/11, 11/25)あった。

この時期は、当該児童の不安や恐怖、ストレスが非常に高まり、それらにより、12月6日の身体表現性障害が付記される診断に至ったものとする。ただ、いじめによるストレスがあったのは否定できないとしても、お金の話にまつわる家庭内の出来事の影が相当に大きかったと思われる。

父親が激怒した10月30日夜から11月8日に両親が関係児童Aの転校を要望するために学校へ行くまでの期間は、本当のことを隠したままの当該児童にとって

は、その不安や恐怖、ストレスが非常に高まった時期だったと考える。両親の会話や雰囲気から、事が大きくなっていくことを感じとった当該児童は、11月8日～10日をピークとして、大きな不安や恐怖、ストレスにさらされていたと考える。

11月2日に行き渋って母親に叩かれたり、11月4日に弟と喧嘩になったり、11月7日に「学校が面白くない」と欠席したりしたのは、それらの影響だったことがうかがえる。

11月10日の当該児童のトイレの失敗に関する不思議なエピソードは、上記した不安や恐怖、ストレスのために自我機能が脆弱な状態に陥った可能性がうかがえるものである。その日、トイレを失敗して下着を濡らした当該児童は、保健室に行って下着の交換をしてもらい、養護教諭から、後でもう一度来室するようにと言われていた。

ところが、下着交換をしたかどうかの確認をする担任に、「変えていない」と答え、養護教諭の「後でもう一度来て、と言ったよね」という確認にも「言われていない」と答えた。その否定の様子が不思議で、担任と養護教諭の印象に残っていた。

ストレスが高まっていたその頃の当該児童は、普段では起こり難いトイレの失敗をし、それが現実起こったことだと認識できないほど、自我機能が脆弱な状態にあったと思われる。ここでの自我機能とは、状況を現実的合理的に認識する機能を指している。つまり、当該児童は一時的に現実的合理的な判断を欠く状態に陥っていた可能性がある。

第6 因果関係のまとめ

以上、当該児童についての心因性視力障害および身体表現性障害といじめとの因果関係については、1年生夏休み中の8月診断書と1年生2学期末の12月6日診断書とを区別して考察する必要がある。

- 1 8月診断書の心因性視力障害の原因は、1学期いじめアンケートに現れた2年生に言われたことのほか、保育園生活と小学校生活の大きなギャップ、新しい環境への適応、友人関係を築いていくことにストレスを感じていたことが指摘できる。また、学校外では、塾や習い事の多さ、母親の当該児童への関わりが十分にできていなかったこと、忘れ物や提出書類の件で学校やいきいきで注意されること、父親についても当該児童の愛情や依存欲求が満たされていないことがストレスになったと認められる。このように、8月診断書の心因性視力障害は、1学期いじめアンケートにある2年生から言われて苦痛を感じたことと無関係ではないが、それのみではなく、小学校入学という大きな変化および家庭内でのストレスから生じたものと認める。

2 12月6日診断書については、心因性視力障害が継続し、加えて身体表現性障害があったとする趣旨であるのか、身体表現性障害の一環である視力障害があるという趣旨であるのか判然としないが、傷病名が追加されている。

12月6日診断書で心因性視力障害が継続していたことは認められるが、8月診断書の時点から12月6日までには、9月20日発覚のナフキンの件、11月に関係児童Aから「じゅく、じゅく、じゅく」と言われた件がいじめ事実として加わったが、他にはいじめに該当する事実がない。一方当該児童は、2学期以降は発覚した金銭の授受、意図しなかった両親の関係児童らへの追及などに巻き込まれ、心因性視力障害の治療的環境として必要なおおらかに当該児童を見守るという環境が形成されなかった。そのため、心因性視力障害と同様に心身症の一つとされる身体表現性障害へと症状が広がったと考える。9月20日のナフキンの件は関係児童Aが謝罪しているが、その後も当該児童は関係児童Aと好んで接触していると認められること、その関係が10月27日に金銭の授受が発覚した後も見受けられることから、特に関係児童らとの関係でさらなるいじめが心因性視力障害や身体表現性障害の原因となったとは認められない。心因性視力障害が継続し、身体表現性障害が加わった原因は、主として10月27日以降の当該児童を取り巻く一連の経過にある。

第4章 当該校の対応について

本章では、本事案における当該校の対応を整理し、検証を行った。その結果、当該校対応の課題として、①初期段階の対応、②金銭授受発覚時の対応、③当該児童、当該児童保護者への対応、④関係児童への対応、⑤組織対応と多職種との協働体制 があると考えられる。

第1 本事案における当該校の対応

1 1年生1学期

- (1) 4月15日、学校で当該児童本人からトイレを失敗したと報告あり、当該児童母に連絡、母からは「半年前から股がムズムズする症状があり、皮膚科にも行っていましたけど、それが再発したんですかね」とのことであった。当該児童は担任に「お股にミミズがいるような感覚がある」と伝えている。この件について担任は生活指導部会記録に記載している。生活指導部会記録は、生活指導委員会までに各担任が気になる児童について入力し、全教諭が閲覧可能となっている。
- (2) 当該児童母の話では、4月に「いじめではないか。今までにはなかった言動。家で暴れたり、学校に行きたがらない。」と担任に伝えたが、担任は「普通です。様子をみます。」と答えた。これに対し担任と教頭によれば、この時点で、いじめの訴え

はなかったとのことで、当該児童母と当該校の認識が異なっている。当該児童母の「いじめではないか」という訴えには、具体的なエピソードはなかった。

また当該児童母がSCやSSWとの面談を希望したため、当該校は区の子育て支援室SSWとの面談につなげている。6月22日に当該児童母とSSWとの面談が実施され、面談後、担任はSSWと情報共有し、当該児童の学習や友人関係でのストレス要因を見ながら当該児童が学校でリラックスできるように声掛けをする、また当該児童母自身もストレスを感じており、母の話を聴いていくとしている。担任はSCにも相談し、生活指導部会記録には、7月1日2限目、カウンセラーの先生に、授業中の当該児童の様子を見てもらう予定と記載がある。しかし7月、SCは当該校での勤務はなく、SCの記録によると、8月30日、10月4日にSCが当該児童のクラスを巡回し、担任と話をしたという記録があるが、担任とSCが当該児童について、どのような情報を共有し、対応を検討したかは記録が残っていなかった。

担任は、いきいきのお迎え時などに当該児童母と話す機会が多かったが、母の話の内容は、校長に逐一報告し、生活指導部会記録にも記載しており、担任だけで抱え込まずに管理職や他教諭と情報を共有し、SCやSSWの専門職とも連携しながら当該児童と母への対応に努めていた。

なお、関係児童A母は、時期は明確ではないが、1学期終わりか6月末、「当該児童がいろいろな物を押し付けてくる、おやつ持ってこないと友達やめると言われる、うちの子、いじめられてませんか？」と担任に相談した。担任はトラブルの元となるのでそういう貸し借りはだめだが、いじめられてもなくて、仲良くクラスの休み時間で遊んでますと話したとのことであった。しかしこの事は生活指導部会などの当該校の記録には記載がなかった。

- (3) 7月15日に行われた1学期のいじめアンケートで当該児童は、いじめについて「ある」としたため、担任が当該児童と2年生児童に聴取をしているが、2年生児童はあまり覚えていないと答えており、2年生児童への指導を行って解決した扱いとなっていた。この件については、いじめ対策委員会で検討されておらず、また生活指導部会記録にも記載されていなかった。また当該児童や2年生児童から事情を聞いたことは当該児童保護者には伝えられていなかった。当該校によると、児童の聴き取りを実施し、解消していれば、いじめ対策委員会や生活指導部会にはあがってこないとのことであった。

2 1年生2学期

- (1) 8月22日、当該児童母から電話連絡があり、6月の当該校健康診断の視力検査

結果で受診勧奨があり、8月18日に近くの総合病院の眼科を受診したところ、心因性視力障害と診断された、原因は当該校にあり人間関係が上手くいっていないと訴えた。また当該児童に読まれたくないという理由で、連絡帳ではなく、電話で担任と情報共有することを希望した。

8月25日、担任がSSWに対応を相談し、当該児童母と電話で情報共有する時は“母には子供の良い点を伝えるべき”と助言を受けている。また母がSSWとの面談を希望したため、教頭がSSWとの面談予約を行い、9月1日に面談が実施され、SSWが当該児童を観察した様子を当該児童母に月1回報告することになった。

(2) 8月29日、当該児童母から、夏休み中、いきいきで嫌なことがあったようだと訴えがあり、担任が当該児童と話をしている。当該児童からはいきいきでの出来事は語られず、朝、母に怒られる、叩かれる、それで嫌になると答えている。

また9月9日、再度、当該児童母から、夏休み中のいきいきで指導員から見えないうちで押された、関係児童Dや関係児童Eから嫌がらせを受けていると訴えがあり、1-1の担任が関係児童Dや関係児童Eに聴き取りを実施したが、あまり覚えていなかった。この件については、当該児童母から関係児童Dと関係児童E保護者に指導をしてほしいと何度か訴えがあり、10月13日に担任が関係児童Dと関係児童Eの母と面談している。関係児童Dと関係児童Eの母は、子どもが覚えていないのでわからないが、嫌な思いをさせているのであれば謝罪したいと申し出があったが、当該児童母が「もういいです」としたため謝罪は行われていない。

9月15日の当該児童母と当該校との面談では、関係児童Dと関係児童Eとのエピソード以外に、1学期に花の水やり時に2年生児童から「なんで目の前を通るねん、しばくぞ。」と言われた。当該児童母が、2学期の図書時間で本の貸し借りで友達と嫌なことがあったことを訴えたので、担任が聴き取りを実施し、9月17日に解決済みとされている。

また9月21日、当該児童母から担任に、当該児童が10枚くらい給食ナフキンを持っていこうとした、誰かに持ってくるように言われたのではないかと連絡があった。関係児童Aが当該児童にナフキンをお揃いの柄にしようと話したため、当該児童が柄を合わそうとしていたことが分かり、関係児童Aは当該児童に謝罪している。

同日、当該児童が担任に「いきいきで見えないところで押された」と話したが、いきいきの指導員は、押した事実はないとしている。

当該校は、8月22日保護者から電話で心因性視力障害と診断を受けたと申し出があった後、同月29日にいじめ対策委員会を開催しているが、市教委には報告をしていない。

(3) 当該児童が関係児童にお金を渡したことが発覚した時の対応

ア 10月27日、関係児童F母からいきいきの指導員に相談があり、「関係児童Fが関係児童Aからお金1120円が入ったポチ袋をもらった」とのことであった。いきいきの指導員が当該児童と関係児童Aから2人同席で事情を聞いたところ、関係児童Aは「当該児童からもらったポチ袋だ」と話し、一方、当該児童は「私が渡したポチ袋ではない、私は関係ない」と話した。10月26日に関係児童Aが当該児童にポチ袋①を返そうとしたが、当該児童が受け取らず、そのやりとりを見ていた関係児童Fが「ほしい」と言ったので、翌日10月27日に関係児童Aが関係児童Fに学校で渡している。いきいき指導員から連絡を受けた当該校は、10月31日、担任が当該児童と関係児童Aに聴き取りを行っているが、金銭の授受については、当該児童は関係児童Aから要求されたと説明し、関係児童Aは当該児童から押し付けられたと説明しており、二人の説明には食い違いがあった。また関係児童Aの聴き取りにおいて、当該児童が関係児童Aに菓子を持ってくるように要求したり、関係児童Gに菓子を渡したことも語られるが、当該児童の説明は関係児童Aとは異なっていた。この時、いきいきも当該校も関係児童Fの聴き取りは行っていなかった。

また担任が当該児童の聴取を行っている時、突然、当該児童母が来校したため、当該児童母同席で聴き取りを行うことになった。その時の当該児童の様子は立ったり座ったりと落ち着きない行動になった。

イ 10月31日、いじめ対策委員会が開催され、担任の聴き取り内容等を検討し、対応として、当該児童と関係児童Aとの関係性、様子を注視していくこと、当該児童保護者、関係児童A保護者と連携していくことが決められた。

事案発覚以降、当該校は直ちにいじめ対策委員会を開催し、今後の対策を決めており、適切に対応している。しかし一方で関係児童Fに聴き取りを行っていなかった。

11月8日、当該児童保護者が突然来校し、「関係児童Aを転校させたい。いきいきで宿題をさせられた」と訴えがあった。また当該児童が11月8日に、担任に「毎日が楽しくない。関係児童Aが意地悪してくる」と話したり、11月10日には、教頭に「いつもいじわるされ、いつもがっこうがいやです」などと書いた手紙を渡している。11月11日にはいきいきでのことで「いやだったこと」の訴えがあり、12月19日に当該児童母より「心因性視力障害、身体表現性障害」の診断書が提出された。

ウ 当該校は当該児童や当該児童保護者から訴えがあると、その都度、当該児童や関係児童、保護者に聴き取りを行い、いじめ対策委員会（11月9日、11月15日、12月12日、12月19日に開催）で聴取内容や対応を検討し、当該児童や関係児

童Aを注視する、いきいきの指導員との情報共有・見守り強化の継続、当該児童保護者との連携などを決めている。担任は当該児童母の要望で、連絡帳ではなく電話で毎日のように、母に当該児童の当該校での様子を連絡している。また当該校はSSWとも連携をしており、10月27日、11月24日に情報共有と当該児童と当該児童保護者の対応を相談している。

なお、10月3日、大阪市こどもサポートネットの区担当SSWよりSCに当該児童母の面談依頼があったが、母との面談が実施されたか、当該校とSCが当該児童や当該児童保護者への対応についてどのように連携したのかは記録などがなかった。

また12月19日に提出された診断書には、心因性視力障害や不定愁訴の原因として「小学校でのいじめによるストレス」と記載があったが、当該校は市教委に報告をしていなかった。

3 1年生3学期

(1) 1月23日、当該児童が教頭に、押される、落書きされる、無視されるなどの内容の手紙を渡した。当該校はいじめ対策委員会を開催し、今後の方向性として、当該児童保護者との連携を継続することとしている。また1月26日にSSWと情報共有、対応を検討している。

(2) 2月7日以降、当該児童・保護者からの関係児童Aに対する訴え、非難が強くなり、関係児童Aを保護する目的で、当該校は関係児童Aをいきいきに参加させずに当該校で過ごさせることにした。いじめ対策委員会の記録では、この判断については関係児童Aの保護者やいきいきの指導員は承諾済みと記録があるが、いきいきの記録では、「いきいき指導員は賛同できないと伝えている」と記載されている。

2月16日、当該児童母と関係児童A母が話し合い、当該児童母は関係児童Aの転校をせまった。その後、2月24日、関係児童A母より、当該児童が関係児童Cや関係児童Gにもお金を渡したと連絡があった。当該校が関係児童Cと関係児童Gに聴き取りをしたところ、関係児童Gは、お菓子はもらったが、お金をもらったことは否定し、関係児童Cは当該児童からポチ袋②を渡され、帰宅後、中身を見たらお金だったと話している。この件について、当該児童は関係児童Aが当該児童からお金をもらったことを関係児童Cに自慢したので、関係児童Cもお金が欲しいとなって渡したと説明している。担任が当該児童母に経緯を説明し、お金の入ったポチ袋②を渡すが、翌日、当該児童母が自分の家のものではないと学校に持参したため、ポチ袋②とお金は学校で保管されている。しかし当部会の当該児童母へのヒアリング時、母はこ

のポチ袋②とお金は自分の家のものであると話した。

当該校は2月24日、3月10日、3月16日にいじめ対策委員会を開催し、関係児童Cの聴き取り実施、聴取内容の共有、対応を検討し、当該児童保護者の連携継続、当該児童が関係児童Aと良好な関係を築けるように見ていくことを決めている。

また3月17日、当該児童母が指導部に電話し、重大事態として対応してほしいと申し出たことで、指導部が本事案について把握した。

第2 当該校の対応の課題について

本事案の難しさの一因は、当該児童や関係児童が小学校1年生であったことである。小学校1年生は発達心理学的には幼児期から児童期への移行期であり、社会性、道徳性、自制心、言語理解・表現力など発達途上で未熟な状態である。事案発生時への対応など当該校の苦慮は推察されるが、以下5点について当該校の対応の課題を挙げる。

1 初期段階の対応が不十分であったこと

(1) 当該児童母の話では、4月に「いじめではないか。今までにはなかった言動。家で暴れたり、学校に行きたがらない。」と担任に伝えたとのことだが、当該校は、この時点で、いじめの訴えはなかったと認識している。当該児童母の「いじめではないか」という訴えは、具体的なエピソードはなく、当該児童が登校を渋る原因の可能性として当該児童母の推測による発言である。当該児童の登校渋りへの生活指導上の対応は必要であるが、この時点でいじめ認知をして対応をすべきであったとは言い難い。

しかし7月15日に実施されたいじめアンケートの対応では、当該児童が、いじめについて「ある」と回答し、担任が当該児童と2年生児童に聴取をして、2年生児童への指導を行って解決した扱いとなっていた。この件については、いじめ対策委員会で検討されず、生活指導部会記録にも記載されていなかった。当該校によると、児童の聴き取りを実施し、解消していれば、いじめ対策委員会や生活指導部会にはあがってこないとのことであったが、いじめアンケート結果聴取内容、対応はいじめ対策委員会でも検討されなければならない。ましてや登校渋りがあり、当該児童母が「いじめではないか」と学校に原因があると思っていること等を考えると、いじめ対策委員会あるいは生活指導部会で検討する必要がある。いじめアンケートにあらわれている事案は、少なくともいじめ疑いのある事案であり、調査の結果、事実がないか解決されたとなれば、その旨がいじめ対策委員会でも確認されなければならない。また

当該児童保護者に対し、回答があったことや調査結果を伝えて、保護者と情報共有することも必要である。

- (2) また関係児童A母は、1学期終わるか6月末、当該児童がいろいろな物を押し付けてくる、おやつ持ってこないと友達やめると言われると担任に相談している。当該児童が関係児童らに金銭を渡した時期が7月の夏休み前とするならば、この時期に児童間で菓子やおもちゃ、金銭などのやりとりが行われていたことになる。関係児童A母の相談に対して、担任はトラブルの元となるのでそういうやりとりはだめだが、いじめはなくクラスの休み時間に仲良く遊んでますと答えたということである。生活指導部会記録などには記録は残っていない。
- (3) 小学生が安易に悪気なく友達に物をあげたり、もらったりすることは珍しいことではない。友達に物をあげる、もらう行為の背景には、「友達になりたい」「友達関係を深めたい」などの思いがあると考えられる。しかし友達に物をあげる、もらうという児童間のやり取りは、人間関係のトラブルやいじめにつながりやすく、小学校低学年は菓子や小物など高価でない物のやり取りが多いが、徐々に高価な物になることも起こりえることである。学校は、日ごろから、物のやり取りが友達関係のトラブルにつながることを児童に伝える必要があるし、もし児童間で物をあげる、もらう行為があることを把握した場合は、行為の背景にある児童の思いに寄り添いながら対応する必要がある。関係児童A母の相談があった段階で、実際に児童間で物のやり取りがあるのかを確認し、生活指導部会で対応を検討する必要があるのではないかと考える。またいじめ発生を未然に防ぐ対応が不十分であった。

2 金銭授受発覚時の対応が不十分であったこと

- (1) 10月、当該児童が関係児童Aにお金を渡し、そのお金を関係児童Fが保管していたことが発覚し、翌年2月、同じ時期に当該児童が関係児童Cにもお金を渡していたことが発覚している。お金を渡した経緯や時期について当該児童と関係児童Aの説明が食い違っていたことや、当該児童の聴き取り過程で当該児童母が同席することとなり、当該児童の聴き取りが十分にできなかったことなど、当該校は対応に苦慮したと推察される。当該校が、直ちにいじめ対策委員会を開催し、区のSSWとも連携しながら、組織的、多職種連携的に対応したことは、適切であった。しかし、一方で関係児童Fに聴き取りを行っていないこと、また翌年2月には、当該児童が関係児童Cにもお金を渡していたことが発覚しており、10月の時点で、当該児童や関係児童、保護者への聴き取りが不十分であったと言わざるをえない。

(2) 10月に判明したお金のやり取りについては、小学校1年生の児童間で日常やりとりされる金額ではなく、いじめ事案のみならず生活指導的観点からも事実を解明して個別的あるいは一般的指導が必要である。しかし当該児童・関係児童、その他の児童に対してどのような指導が行われたのか、各保護者に対してどのような説明がなされたのか判然としない。当該児童や関係児童の供述が異なり、記憶も曖昧で、事実確認を進めることが困難であったことは推測できる。

しかしこれ以降、11月8日には当該児童の保護者が来校し、関係児童Aを転校させたい、関係児童Aから宿題をさせられたと訴えがある、当該児童がいじめられているといった内容の手紙を教頭に渡すなど当該児童や保護者からの関係児童Aにかかる訴えが強くなっている。当該児童・保護者からの要求にどのように対処するのか、いじめ事案として関係児童らを指導するのかについては、事実関係を明確に把握して対応しなければならない。前提としての調査が徹底されなかったことが、当該児童・関係児童および各保護者間の対立・不信を招いたと思われる。

また金銭授受のトラブルで当該児童保護者が関係児童Aの転校を求める事態になっており、事実確認も不十分な中、当該児童保護者と関係児童A母との話し合いの場を設定している。この時、当該児童を心配する保護者は関係児童A母を責め、転校を求めており、関係児童A母は傷つき辛い気持ちになっている。保護者同士の話し合いの場の設定も慎重に行う必要がある、スクールロイヤーなど専門家からの専門的助言を得ながら対応することが必要であったと考える。

(3) 3学期2月、関係児童A母からの情報で、関係児童Cも当該児童から金銭を受け取ったことが発覚した時、当該校はいじめ対策委員会を開催し、当該児童、関係児童A、関係児童Cの聴取を実施し、いじめ対策委員会で情報を共有し対応を決定している。当該児童や関係児童の説明には食い違いがあり、当該児童母も金銭の入った袋を「自分の家のものではない」と当該校に返しているため、当該校は事実確認を進めることが困難だったと思われるが、2学期10月に発覚した金銭授受の件も含めて、いじめ対策委員会で再度、事実確認を行い、スクールロイヤーなど専門家の意見も得ながら、調査を徹底し、その結果を保護者に説明をする必要があったと考える。

3 当該児童、当該児童保護者への対応

(1) 当該児童と当該児童母については、母の希望もあったが、SSWやSCと連携しながら対応しており、また教頭が母の対応に関与するなど、当該児童や当該児童母の対応を担当のみが行うのではなく、組織的な対応はできていた。

当該校によると、当該児童や当該児童母については、保育園からの引継ぎは全くな

く、保育園では問題なかったと考えられる。小学校に入学後の様子は、授業中に座っている姿勢がフニャフニャしている、トイレの失敗、登校渋りなどが見られる。

小学校1年生は過渡期であり、保育園・幼稚園から小学校へと新しい環境に適応することが求められる。「小1プロブレム」が教育現場で指摘され、保育園・幼稚園と小学校の連携が検討されてきたように、保育園・幼稚園では遊び中心の自由な時間を過ごし、保育士や幼稚園教員との距離感も近いが、小学校では、勉強中心の時間割によって決められた時間を過ごし、ルールに従って集団生活をする事になり、環境が大きく変わることになる。そのため小学校1年生児童の中には新しい環境に適応することがストレスとなり、不適応を生じることもある。

- (2) 当該児童にとって、これまでの保育園生活と小学校生活は大きなギャップがあり、新しい環境への適応、友人関係を築いていくこと、塾や習い事にストレスを感じていたと考えられる。また母親も仕事や当該児童弟への対応、当該児童の登校渋りもあり、小学校という新しい環境が大きなストレスとなり、当該児童への関わりが十分にできていなかったと思われる。学校での様子の記録からは、仕事を持つ母親としては、後追いされても仕事に行かざるを得ない状況が見て取れる。当該児童が当該校教諭に話す内容や様子（前を歩く母親を追いかける、当該校校門横で1人でパンを食べていた等）から、当該児童が家族関係の中で自身の愛情や依存欲求が十分に満たされていなかったことが推測できる。このように当該児童は学校と家庭において高いストレスがあった。学校で友人関係を築く中で、一緒にいて遊んでいるように見えても、当該児童は何か満たされないものがあったのではないか。他児童に物をあげる・もらう行為で自身の満たされない気持ちを埋めようとしていたように思われる。
- (3) 2学期後半以降、トイレ失敗時の不思議な言動など、当該児童の行動や状態は悪くなっており、当該児童の言動の背景にある心情を丁寧に理解する必要があった。担任や当該校は当該児童を理解しようと努めていたし、SSWと連携しながら当該児童や当該児童母の心情を理解し対応しようとしていた。担任は当該児童母の求めに応じて毎日のように当該児童の様子を当該児童母に電話で伝えることもしていた。また担任だけに任せるのではなく、管理職も当該児童母の対応をしていた。しかしながら、当該児童母とコミュニケーションがとれていたとは言い難く、当該校は当該児童母に伝えるべき情報や説明が十分に出来ていなかった。当該児童が関係児童Aと同じ柄のナフキンにしたいために大量のナフキンを学校に持っていきこうとした件や、金銭授受の件など当該児童母からの訴えがあったり、事案が発生するといじめ対策委員会を開催し、当該児童や関係児童に聴取したり対応を検討するものの、

その結果を当該児童母に説明ができていないことが多かったように思われる。当該児童保護者と円滑なコミュニケーションがとれていなかったという困難があったとしても、聴取結果や当該校の方針の説明は必要である。困難であったからこそ、誰がどのような方法で伝えるのかについて、十分な検討をすべきであった。

- (4) また当該校とSCが当該児童や当該児童保護者への対応についてどのように連携したのか、については記録などが無い。該当年度、当該校ではSCは1年間で9回の勤務で、連携がとりにくかったのかもしれないが、当該児童の心情の理解や当該児童母への対応には、SSWだけでなく、SCとも連携をとる必要があったと考える。

なお令和6年度から当該校にはSCが月2回勤務するようになったと聞いている。今後、SCとの連携体制を構築していくことを望みたい。

4 関係児童への対応

当該児童・保護者からの関係児童Aに対する訴え、非難が強くなり、関係児童Aを保護する目的で、当該校は関係児童Aをいきいきに参加させずに当該校で過ごすことにしている。

金銭授受の件が発覚して以降、当該児童及び保護者は関係児童Aからいじめを受けているとの訴えが強くなり、その大半は事実確認ができない状況で、関係児童Aが安心して当該校で過ごせるよう対策を講じようとしたことは了解できるが、当該児童と関係児童Aは、いきいきだけでなく、当該校内でも接触があり、いきいき活動中のみ二人の接触を断つことに意味があったのか、むしろ関係児童Aを加害者とする当該児童保護者の認識を強めることになった可能性も考えられる。また当該児童が関係児童Aと同様に、自らいきいきに参加せず保健室で過ごすようになったことも考えると、当該児童の関係児童Aへの心情や関係児童Aとの関係性にかえてマイナスの影響を与えた可能性も考えられる。

5 組織的対応、多職種との協働体制

- (1) 前述したように、担任は当該児童及び当該児童母、関係児童に関する情報を管理職に報告し、生活指導部会記録に記載し、担任だけで情報を抱え込むのではなく、管理職や他教諭と共有している。また当該児童母の訴えや事案が発生した時は直ちにいじめ対策委員会を開催し、聴取や情報共有を行い、対策方針を検討している。いきいきの指導員や区のSSWとも連携しており、組織的、多職種連携的な対応に

努めていたと評価できる。

ただし、いじめ対策委員会の記録を見ると、今後の方針は毎回、同じような文言が繰り返され、当該校が対応に行き詰っていたようにも思われる。事案の内容が金銭授受のトラブルであることを考えると、法律的な助言を得るためにスクールロイヤーに相談したり、児童や保護者の心情理解のためにSCを活用することも有用であった。組織的対応や多職種連携の在り方をもう一度見直す必要があると思われる。

(2) また当該児童保護者が“心因性視力障害”の診断書を2回提出しているにもかかわらず、当該校は市教委への報告を行っていなかった。「大阪市いじめ対策基本方針」において、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして報告・調査などに当たるものとする。」とある。当該児童保護者が“心因性視力障害”の原因は学校にあると訴えているのだから、重大事態の可能性ありとして市教委に報告するべきであった。そうすれば、市教委から適切な助言を得ることもでき、また迅速に調査に着手することもできたと考える。

児童を取り巻く社会情勢は変化しており、ネットやSNSなどで様々な情報が氾濫しており、学校で起きる問題やいじめ事案も多様化・複雑化している。一方で対応する学校の体制は少ない人員で多くの業務をこなしている現状がある。「チーム学校」と言われるように、教員だけで対応するには限界があり、学校、市教委、他専門性のある職種、地域と協働体制をとりながら問題に取り組むことが重要であると考える²。

第5章 当該校についての提言

第1 初期段階の対応について

いじめ対策委員会を独立して開催し、児童・保護者からの訴えを集団的に検討すること

² 【参考文献】 石川洋子：この時期の子どもの発達と援助. 児童心理70巻4号P111-116, 2016

石川悦子：進学・進級でつまづかないために. 児童心理70巻7号P75-P81, 2016

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議：

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」平成22年11月11日

大阪市、大阪市教育委員会；「大阪市いじめ対策方針」

- 1 当該校で当該児童1年次1学期の7月15日に実施されたアンケートに対し、当該児童は「ある」と回答し、担任が当該児童と2年生児童に聴取して2年生児童への指導を行って解決した扱いとなっていたが、この件についてはいじめ対策委員会で検討されず、生活指導部会記録にも記載がなかった。いじめアンケートは、教職員からは見えにくい児童間のいじめ事象、とくに心身の苦痛を感じてもそれを伝えられない児童の訴えを認知する重要な機会であり、1年次1学期で「ある」と答えたことは重視されなければならない。担任は、アンケート結果から当該児童に事情を聴き、相手方の2年生児童に指導をしているが、アンケート結果はいじめ対策委員会で検討されなければならないし、相手方児童も判明したのであるから、その児童の担任や学年主任も加わった形で指導方針が確認され、指導とその結果が報告されるべきである。アンケート結果について、いじめ対策委員会の記録に残っていなかったことは、全校についてアンケート結果が検討されていなかった可能性があり、いじめ対策委員会が少なくとも1年次1学期には機能していなかったのではないかという懸念がある。また、アンケート結果およびその後の指導について、当該児童保護者と共有されていなかったことも、いじめ対策委員会で検討されなかったことから生じたものであろう。本件については、8月22日に当該児童保護者から眼科診断書が提出された後はいじめ対策委員会としての検討がなされているが、1年次1学期のいじめ対策委員会の活動は不十分であり、いじめ対策委員会を独立して開催し、児童・保護者からの訴えがあるときに集団的に検討することが必要であった。当該校に対しては、いじめ対策委員会を開催し、アンケート結果などからいじめと疑われる事象を認知した場合には、調査と指導の方針を集団的に検討し、実施することを求めたい。
- 2 また、関係児童Aの保護者は、1学期中、6月末か1学期終わりに当該児童がいろいろな物を押し付けてくる、おやつを持ってこないと友達やめると言われると担任に相談している。この時点でいじめ関連事案と捉えなくとも、学校への持ち物や児童間のトラブル防止の観点で、生活指導事案として生活指導部会で検討することは可能であったが、生活指導部会で検討された形跡はない。担任からの報告があったかどうか明らかでないが、生活指導部会としてもとりあげるべきであった。

第2 金銭授受発覚時の対応

いじめ事案、生活指導事案の発生時に、いじめの疑いがあれば、校内のいじめ対策委員会またはあらたに組織する調査委員会をもって、被害児童、関係児童の聴取、関係資料を

調査して、事実関係を明らかにし、指導方針を立てて実践すること

1 当該児童1年次2学期10月に金銭授受が発覚したが、この時期に十分な調査がされず、学校としての対応方針がさだまらなかった。発覚時に授受の経過につき当該児童・関係児童らの説明が食い違い、当該児童からの聴取が十分できなかったなど、事実解明のうえでの難点があったのであるが、それであればこそ、管理職を含めていじめ対策委員会が「大阪市いじめ対策基本方針」に従った調査をすることを説明し、学校のリードによって進めるべきであった。いじめ対策委員会としては、8月の段階で心因性視力障害の診断書が提出されていたのであるから、いじめ重大事態の可能性もあることを踏まえなければならない。この点が不徹底であり、金銭授受がいじめであるのか、その時期はいつかがうやむやなうちに、11月には当該児童からの更なる訴えがあった。

2 10月に判明したお金のやりとりについては、小学校1年生の児童間で日常やりとりされる金額ではなく、いじめ事案のみならず生活指導的観点からも事実を解明して個別的あるいは一般的指導が必要である。しかし、当該児童・関係児童、その他の児童に対してどのような指導が行われたのか、各保護者に対してどのような説明がなされたのか判然としない。

翌年2月には、当該児童が関係児童Aの件と同時期に関係児童Cにもお金を渡していたことが発覚したが、関係児童Cにもお金を渡していたことが10月時点で分かっていたら、関係児童Aのいじめではないと判断することができた。

3 当該児童・保護者からの要求にどう対処するのか、いじめ事案として関係児童らを指導するのかについては、事実関係を明確に把握して対応しなければならない。前提としての調査が徹底されなかったことが、当該児童・関係児童および各保護者間の対立・不信を招いたと思われる。また、10月の金銭授受発覚の時点では、いじめであるとの訴えもあり、ただちに関連性の認定はできないものの8月に提出されていた心因性視力障害の診断書も存在していたのであるから、いじめ重大事態の可能性のある事案として市教委に報告をすべきであった。実際には、当該児童1年次3学期の3月17日になって報告があり、初動調査へと進んでいくことになるが、11月には再度の訴えがあり、生活指導事案ないし保護者とのトラブルとしても市教委に報告すべき性質の事態であった。この点でも管理職を含めたいじめ対策委員会や生活指導部会の方針には疑問が残る。

また、アンケート結果およびその後の指導について、当該児童保護者と共有されていなかった。これもいじめ対策委員会で検討されなかったことから生じたものである

う。

第3 当該児童・保護者への対応

いじめ対策委員会による調査・指導方針の検討結果を、当該児童および保護者と共有すること

当該校は、当該児童と当該児童保護者に対しては、SSW、SCと連携しながら対応しており、担任とともに教頭も保護者対応にあたっていた。しかし、前記の通り、いじめ対策委員会としての調査・事実認定・指導方針の確立が不徹底であり、担任・教頭としても10月の金銭授受についての当該校の方針がさだまらず、関係児童らを加害者として指導するのか、逆に当該児童が金銭を渡したことを生活指導事案として指導するのかあいまいなままに対応しているように見える。その結果、当該児童保護者からは、加害者を転校させてもらいたいと言う要求が出る一方、関係児童らからは金銭を渡された方であるという主張があり、当該校は当該児童保護者も関係児童保護者も納得させられなかった。前項に述べたように、当該校がいじめ対策委員会または生活指導部会での十分な検討をしていなかったこと、市教委に早期に報告して援助を求めなかったことが、各保護者との円滑な関係を築けなかった原因である。

第4 関係児童への対応

関係児童に対しての対応については、いじめ対策委員会で認定した事実に基づき、学校からの指導をすることが基本であり、事実認定をあいまいにしたまま、関係児童の学習権、その他の権利を侵害してはならないこと

金銭授受発覚後、当該児童保護者から関係児童Aに対する非難が強くなり、当該校は関係児童Aをいきいきに参加させず、当該校で預かるようにした。このことについて、関係児童A側からの積極的な異議は出ていないが、いきいきとの契約関係にある関係児童Aを学校の判断で参加させないようにすることが可能であるか問題がある。また、関係児童Aと当該児童はいきいきだけでなく、学級を通じても接触可能であり、実効性についても疑問がある。関係児童Aがいきいきに出席できないという措置は、関係児童Aがいじめ加害者であるか、少なくとも当該児童側からそのような訴えが出ていることを理由とするもので、金銭授受その他の当該児童からの訴えについて事実を解明しなければならないはずである。いきいきからは、関係児童Aを出席させないことには反対であるという意見も出ており、学校の執るべき措置としては不適切であった。この点もいじめ対策委員会の調査・

集団的検討が不十分なままになされたものであり、かつ市教委の助言も得るべきであった。

第5 組織対応と多職種と協働体制

- 1 いじめ事案をはじめ、児童および保護者とのトラブルなどが生じた場合、担任のみならず、いじめ対策委員会および生活指導部会で検討の上、SC、SSW、スクールロイヤーなど専門職と連携し、また、市教委へ報告して援助をもとめるなど、校内の組織的対応とともに校外の専門職・機関と連携して解決を図るように努めること

当該校において、担任は、当該児童・母、関係児童に関する情報を管理職に報告し、3学期1月23日までは生活指導部会記録に記載していた。そのかぎり、担任だけで情報を抱え込むのではなく、管理職や他教諭との共有はあった。また当該児童母から診断書の提出のあった8月22日以降はいじめ対策委員会を開催し、聴取や情報共有を行い、対策方針を検討している。いきいきの指導員も学校に情報提供し、区のSSWも学校を訪問して連携していた。ただし、事案への対応や当該児童保護者とのコミュニケーションや対応はできていたとは言い難い。少なくとも10月27日以降の事態については、管理職がリーダーシップをとりながら役割分担を行い、児童への聴取を行い、聴取内容を検討しながら、事実確認や状況の分析、児童の心情理解、今後の対策、誰が誰にどのように説明するか等を決定し、実践する必要があった。いじめ対策委員会を中心に十分議論できていなかったためである。

また事案の内容が金銭授受のトラブルであることを考えると、事実解明のための助言を得るためにスクールロイヤーや児童の心情理解のためにSCを活用することも有用であった。

いじめ事案など学校でのトラブルが発生した場合、関係する児童の保護者と円滑な連携ができず、事態が深刻化、複雑化することは少なくない。教諭や学校が保護者とコミュニケーションをとり、信頼関係を構築し、連携しながら事案に対応しようと努めても、保護者との連携が難しいことがある。教諭や学校の負担が極めて高い中で、保護者との連携について、教諭や学校だけで対応することには限界があり、SCやSSW、スクールロイヤーなどの専門職、市教委との連携が必要となる。学校は多職種連携の視点を持ち、事案の評価、どのようなタイミングで、どの専門家に、どのような相談をするのか等、的確に判断、対応することが求められ、管理職は多職種連携のコーディネータ的役割を担うことが求められる。

また市教委は、学校が専門職に相談しやすい多職種連携の体制を構築し、教諭や学校に周知、啓発することが必要である。

2 いじめ重大事態の疑いのある事案について、市教委に対してすみやかに報告すること

当該児童保護者が“心因性視力障害”の診断書を2回提出しているにもかかわらず、当該校は市教委への報告を行っていなかった。「大阪市いじめ対策基本方針」において、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして報告・調査などに当たるものとする。」とある。当該児童保護者が“心因性視力障害”の原因はいじめにあると訴えているのだから、重大事態の可能性ありとして市教委に報告するべきであった。そうすれば、市教委から適切な助言を得ることもでき、また迅速に調査に着手することもできたであろう。